

# 広島市報

## 目次

### 条例

○広島市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（第40号）	4
○広島市市税条例の一部を改正する条例（第41号）	4
○広島市安佐北多目的交流広場条例（第42号）	5
○緑井財産区議会設置条例を廃止する条例（第43号）	8
○緑井財産区議会定例会条例を廃止する条例（第44号）	8
○緑井財産区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例を廃止する条例（第45号）	9

### 規則

○広島市事務組織規則の一部を改正する規則（第42号）	9
○地方自治法第152条の規定による市長の職務代理者に関する規則の一部を改正する規則（第43号）	9
○広島市個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則（第44号）	9
○広島市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則（第45号）	10
○広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則（第46号）	10
○広島市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（第47号）	11
○広島市安佐北多目的交流広場条例施行規則（第48号）	11
○緑井財産区議会定例会規則を廃止する規則（第49号）	12

### 告示

○介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定	12
○介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	12
○介護保険法による指定事業者の指定	13
○介護保険法による指定居宅サービス事業者	

定期第1130号  
令和6年7月31日

発行所  
広島市役所  
(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

及び指定介護予防サービス事業者の指定	13
○介護保険法による介護老人保健施設の開設の許可	13
○介護保険法による指定介護予防支援事業者の指定	13
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定	13
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定の更新 2件	13
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出 2件	14
○令和6年第2回広島市議会定例会の招集	15
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出	15
○令和6年1月12日付け広島市告示第20号において、別途広島市告示で定めることとされている期日	15
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	15
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関からの指定辞退の届出	16
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者からの変更の届出	16
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の休止の届出	16
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の休止	16

律による医療扶助のための施術者の廃止の届出	16
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出	16
○公共下水道の供用開始	17
○公共下水道の終末処理場による下水の処理開始	17
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出 3件	17
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関からの指定辞退の届出	19
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定	19
○自転車等の所有権の取得	19
○物品出納員事務の一部委任	19
○令和6年6月17日付け広島市告示第328号により納期限が定まった者について は、別途広島市告示で定める期日	19
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出	20
○介護保険法による指定居宅サービス事業の廃止の届出	20
○介護保険法による指定居宅介護支援事業の廃止の届出	20
○広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱による指定事業者の廃止の届出	20
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	20
○道路法による市道の路線の廃止	21
○道路法による市道の路線の認定	21
○道路の区域決定	22
○道路の供用開始	22
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区） 2件	23
○放置自転車等の撤去（中区）	23
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）	23
○放置自転車等の撤去（中区） 2件	23
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）	24

○放置自転車等の撤去（中区）	24
○中山上組町内会の告示事項の変更（東区）	24
○観音原自治会の告示事項の変更（東区）	24
○放置自転車の撤去（東区）	24
○長期間駐車されていた自転車の移動（東区）	24
○放置自転車の撤去（東区）	24
○建築基準法による道路の廃止（東区）	25
○放置自転車の撤去（東区） 2件	25
○放置自転車等の撤去（南区） 3件	25
○物件の捨て（南区） 2件	25
○放置自転車等の撤去（南区） 2件	26
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）	26
○放置自転車等の撤去（南区）	26
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）	26
○放置自転車等の撤去（南区） 2件	26
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）	26
○道路の区域変更（西区）	26
○道路の供用開始（西区）	27
○住居表示実施区域内の街区の区域の変更（西区）	27
○路線名等を定める法定外公共物の廃止（西区）	29
○道路の区域変更（西区）	29
○道路の供用開始（西区）	29
○建築基準法による道路の位置の廃止（西区）	29
○建築基準法による道路の位置の廃止（安佐南区）	29
○建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区） 2件	29
○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）	30
○路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（安佐南区）	30
○建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区） 2件	30
○道路と公共下水道の敷地の効用を兼ねる施設の管理についての協定の締結（安佐南区）	30
○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）	30
○路線名等を定める法定外公共物の廃止（安佐北区）	31
○下岩上町内会の告示事項の変更（安佐北区）	31

○石堂南光台自治会の告示事項の変更（安佐北区）	31
○道路の区域変更（安佐北区）	31
○道路の供用開始（安佐北区）	31
○小河原団地自治会の告示事項の変更（安佐北区）	31
○放置自転車等の撤去（安芸区）	32
○長期間駐車されていた自転車等の移動（安芸区）	32
○放置自転車等の撤去（安芸区）	32
○長期間駐車されていた自転車等の移動（安芸区）	32
○桜台自治会の告示事項の変更（安芸区）	32
○寺屋敷団地自治会の告示事項の変更（安芸区）	32
○コモンライフ中野自治会の告示事項の変更（安芸区）	32
○矢野南五丁目町内会の告示事項の変更（安芸区）	33
○桑原町内会の告示事項の変更（安芸区）	33
○瀬野川団地自治会の告示事項の変更（安芸区）	33
○放置自転車等の撤去（安芸区）	33
○長期間駐車されていた自転車等の移動（安芸区）	33
○建築基準法による道路の位置の指定（安芸区）	33
○道路の区域変更（安芸区）	33
○道路の供用開始（安芸区）	34
○放置自転車等の撤去（安芸区）	34
○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（佐伯区）	34
○都市公園の区域変更（佐伯区）	34
○放置自転車等の撤去（佐伯区） 3件	34
○建築基準法による道路の位置の指定（佐伯区） 2件	35
○路線名等を定める法定外公共物の指定（佐伯区）	35
○放置自転車等の撤去（佐伯区） 2件	35
○建築基準法による道路の位置の指定（佐伯区）	35
<b>公 告</b>	
○土地改良法による広島市安佐北区中島土地改良区からの役員の就（退）任届の提出	36
<b>選 管 告 示</b>	
○令和6年6月3日現在における地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律による教育長又は委	

員の解職請求をするに必要な選挙人の数	36
<b>区 選 管 告 示</b>	
○公印の印影印刷（中区）	37
○公印の印影印刷（南区）	37
○公印の印影印刷（西区）	37
○公印の印影印刷（安佐南区）	37
○公印の印影印刷（佐伯区）	37
<b>教 育 委 員 会 告 示</b>	
○広島市教育委員会議（定例会）の開催	37
<b>監 査 公 表</b>	
○定期監査及び行政監査結果公表	37
○定期監査及び行政監査並びに財政援助団体等監査結果公表	38
○定期監査及び行政監査結果公表 2件	38
○定期監査及び行政監査並びに財政援助団体等監査結果公表	39
○定期監査及び行政監査結果公表 2件	40
○定期監査及び行政監査並びに財政援助団体監査結果公表	40
○監査の結果（指摘事項）に対する措置の内容の公表	41
○包括外部監査の意見に対する対応結果の公表	42
<b>監 査 告 示</b>	
○地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定による告示	43
<b>職 員 共 济 組 合 公 告</b>	
○広島市職員共済組合定款による令和5年度決算の要旨	44

## 条 例

広島市条例第**40**号

令和6年6月**28**日

広島市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一実

広島市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例  
広島市個人番号の利用に関する条例（平成27年広島市条例第52号）  
の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に  
改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

広島市条例第**41**号

令和6年6月**28**日

広島市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一実

### 広島市市税条例の一部を改正する条例

広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）の一部を次のように  
改正する。

第34条の6第1項第3号中「及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項  
の規定により同条第2項に規定する特定寄附金とみなされるものを含む。  
以下この条において同じ。）並びに」を「から第4号までに掲げる寄附金  
及び」に改め、同条第3項中「及び第3号」を「から第4号まで」に、  
「寄附金並びに」を「寄附金及び」に改める。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第82条第1号エ中「及び」の右に「特定小型原動機付自転車（）を加  
え、「除く」を「いう。第90条の2第2項において同じ。）を除く」に  
改める。

第90条の2第2項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、減免対象車が特定小型原動機付自転車である場合にあつては、  
運転免許証の提示並びに申請書における第8号及び第9号に掲げる事項

の記載を要しない。

附則第5条の3を削る。

附則第8条の7の次に次の1条を加える。

（令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第8条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第  
3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7  
年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納稅  
義務者の第34条の3、第34条の5から第34条の8まで、附則第6  
条第2項、附則第8条第1項、附則第8条の3の2第1項、附則第8条  
の4及び附則第10条第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控  
除する。

附則第9条第3項中「及び附則第8条の5第1項」を「、附則第8条の  
5第1項及び前条」に、「とする」を「と、前条中「附則第8条の4及び」  
とあるのは「附則第8条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第11条の2中第19項を第21項とし、第16項から第18項ま  
でを2項ずつ繰り下げ、第15項を第16項とし、同項の次に次の1項を  
加える。

17 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1  
とする。

附則第11条の2中第14項を第15項とし、第11項から第13項ま  
でを1項ずつ繰り下げ、第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条第25項第2号に規定する条例で定める割合は、7  
分の6とする。

附則第11条の3第17項中「第9項から第15項まで」を「第12項  
から第18項まで」に改め、同項を同条第20項とし、同条第16項中  
「第9項」を「第12項」に改め、同項を同条第19項とし、同条中第1  
5項を第18項とし、第5項から第14項までを3項ずつ繰り下げ、第4  
項の次に次の3項を加える。

5 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する認定長期優  
良住宅のうち区分所有に係る住宅については、第2項の申告書の提出が  
なかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平  
成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、施行規  
則附則第7条第4項に規定する通知書の写しが提出され、かつ、当該区  
分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要  
件に該当すると認められるときは、第2項の規定にかかわらず、同条第  
1項又は第2項の規定を適用することができる。

6 前項の通知書の写しは、当該年度の初日の属する年の1月31日まで  
に提出しなければならない。ただし、同日までに当該通知書の写しを提  
出することができなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、  
この限りでない。

7 前項ただし書の場合においては、第5項の通知書の写しには、当該年  
度の初日の属する年の1月31日までに当該通知書の写しを提出するこ  
とができるなかつた理由を記載した書面を添付しなければならない。

附則第12条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7  
年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年  
度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和

4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第20条の3の3第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第20条の4の2第3項第5号、附則第20条の5第3項第5号、附則第21条第3項第5号、附則第22条第5項第5号、附則第22条の2第2項第5号、附則第22条の3第2項第5号、附則第22条の4第2項第5号及び第5項第5号並びに附則第22条の5第2項第5号及び第5項第5号中「附則第8条の5」の右に「及び附則第8条の8」を加え、「同条第1項」を「附則第8条の5第1項及び附則第8条の8」に改める。

附則第26条第1項及び第2項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第5条の3を削る改正規定 令和7年1月1日
- (2) 第56条の改正規定 令和7年4月1日
- (3) 第34条の6の改正規定及び次項の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行日の属する年の翌年の1月1日

2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前項第3号に掲げる規定による

改正後の広島市市税条例第34条の6第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第3号中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により同条第2項に規定する特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。

3 改正後の広島市市税条例（次項及び附則第5項において「新条例」という。）附則第11条の2第11項の規定は、令和6年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号。以下この項において「令和6年3月改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「新法」という。）附則第15条第25項第2号に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に対して課すべき令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された令和6年3月改正法第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第25項第1号ニに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第11条の2第17項の規定は、令和6年4月1日以後に整備される新法附則第15条第38項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課すべき令和7年度以後の年度分の固定資産税又は都市計画税について適用する。

5 新条例附則第11条の3第5項から第7項までの規定は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 改正前の広島市市税条例（次項において「旧条例」という。）附則第12条の2に規定する土地に対して課する令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

7 旧条例附則第20条の3の3第1項に規定する宅地等に対して課する令和5年度分までの特別土地保有税については、なお従前の例による。

広島市条例第42号

令和6年6月28日

広島市安佐北多目的交流広場条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

#### 広島市安佐北多目的交流広場条例

##### （目的及び設置）

第1条 憩いと交流、事業活動その他の多様な活動の場を設けることにより、市民の交流及び地域の産業の振興を促進し、もって地域の活性化を図るため、広島市安佐北多目的交流広場（以下「多目的交流広場」という。）を設置する。

##### （位置）

第2条 多目的交流広場は、広島市安佐北区可部南二丁目1719番地1に置く。

##### （事業）

第3条 多目的交流広場は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 憩いと交流、事業活動その他の多様な活動の場の提供
- (2) 市民の交流又は地域の産業の振興に関する公演、交流会等の開催
- (3) その他市長が必要と認める事業

<p>(施設)</p> <p>第4条 多目的交流広場の施設は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 広場</p> <p>(2) 屋外ステージ</p> <p>(3) 店舗用施設</p> <p>(4) その他多目的交流広場の効用を全うする施設</p> <p>(使用者の資格)</p> <p>第5条 店舗用施設を使用することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 本市の区域内に住所又は事務所若しくは事業所を有すること。</p> <p>(2) 市町村民税を滞納していないこと。</p> <p>(3) その他市長が定める条件</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第6条 屋外ステージを専用して使用しようとする者又は店舗用施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、多目的交流広場の管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。</p> <p>3 市長は、第1条の目的以外の目的に使用する場合であっても、使用の用途が適当であると認めるときは、第1項の許可をすることができる。</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしない。</p> <p>(1) 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 多目的交流広場の施設又は設備（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 騒じょうを起こすおそれがあるとき。</p> <p>(4) その他管理運営上支障があるとき。</p> <p>2 屋外ステージにあっては引き続き3日を、店舗用施設にあっては市長が定める期間を超えてはその使用を許可しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第8条 多目的交流広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 施設等を損傷し、又は汚損すること。</p> <p>(2) 土地の形質を変更すること。</p> <p>(3) 多目的交流広場の利用者に迷惑を及ぼすような行為をすること。</p> <p>(4) その他管理運営上支障があると認められる行為をすること。</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第9条 多目的交流広場において次に掲げる行為（第1号に掲げる行為にあっては第6条第1項の許可を受けて屋外ステージ又は店舗用施設を使用する場合を、第2号及び第3号に掲げる行為にあっては同項の許可を受けて屋外ステージを使用する場合を除く。）をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>(1) 行商、募金、出店、興行その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(2) 葉として写真又は映画を撮影すること。</p> <p>(3) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのために多目的交流広場の全部又は一部を独占して利用すること。</p> <p>(4) 貼り紙、貼り札その他の広告物を表示すること。</p> <p>(5) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は駐車すること。</p> <p>2 前項の許可をする場合においては、第6条第2項の規定を準用する。</p> <p>(特別設備の設置の許可)</p> <p>第10条 多目的交流広場の施設を使用する場合において、特別の設備を設けようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項の許可をする場合においては、第6条第2項の規定を準用する。</p> <p>(利用の禁止又は制限)</p> <p>第11条 市長は、多目的交流広場に関する工事のためやむを得ないと認める場合、多目的交流広場の保全又は利用に著しい支障が生じた場合その他管理上又は公益上必要があると認める場合においては、多目的交流広場の利用を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>(権利の譲渡又は転貸の禁止)</p> <p>第12条 この条例の規定による許可を受けた者（以下「使用者等」という。）は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者等に対して、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 使用者等がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは命令に違反したとき。</p> <p>(2) 使用者等が許可に付された条件に違反したとき。</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けたとき。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者等に対し、前項に規定する処分をし、又は必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 多目的交流広場に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。</p> <p>(2) 多目的交流広場の保全又は利用に著しい支障が生じたとき。</p> <p>(3) その他多目的交流広場の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。</p> <p>(原状回復義務)</p> <p>第14条 使用者等は、その許可に係る使用若しくは行為を終了したとき、又はその許可を取り消されたときは、直ちにその使用又は行為に係る施設を原状に回復して返還しなければならない。</p> <p>2 使用者等が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、その費用を使用者等から徴収する。</p> <p>(損害賠償義務)</p> <p>第15条 施設等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。</p> <p>(市の損害賠償責任)</p> <p>第16条 本市は、第13条の規定による処分をし、又は必要な措置を命</p>
--	--

じたことにより使用者等が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

## (指定管理者による管理)

第17条 多目的交流広場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により多目的交流広場の管理を指定管理者に行わせる場合における第6条、第7条第2項ただし書、第9条第1項、第10条第1項、第11条及び第13条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「第17条第1項の指定管理者」とする。

## (指定管理者の指定の手続)

第18条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に適合するもの以外のものに対してはならない。

- (1) 市民の平等な多目的交流広場の利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、多目的交流広場の設置の目的を効果的に達成し、かつ、その管理に要する経費を縮減できるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った多目的交流広場の管理を安定して行う能力を有していること。

3 市長は、指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。  
指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停

止を命じたときも、同様とする。

## (指定管理者が行う管理の基準)

第19条 指定管理者は、多目的交流広場の管理を行うに当たっては、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従わなければならない。

## (指定管理者が行う業務の範囲)

第20条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 多目的交流広場の事業の実施に関すること。
- (2) 多目的交流広場の使用の許可に関すること。
- (3) 多目的交流広場における行為の許可に関すること。
- (4) 多目的交流広場の特別設備の設置の許可に関すること。
- (5) 多目的交流広場の利用の禁止及び制限に関すること。
- (6) 多目的交流広場の施設等の維持管理に関すること。
- (7) その他市長が定める業務

## (利用料金等)

第21条 第6条第1項又は第9条第1項の許可を受けた者は、指定管理者にその使用又は行為に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、許可の際、支払わなければならない。ただし、指定管理者において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で指定管理者が市長の承認を受けて定める額とする。

- (1) 第6条第1項の許可を受けた者 別表第1に掲げる額
- (2) 第9条第1項第1号から第3号までのいずれかに掲げる行為の許可

を受けた者 別表第2に掲げる額

4 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

5 指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金を減免し、又は返還することができる。

6 指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、市長が多目的交流広場の管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、第3項各号に定める額の範囲内において市長が定める額の使用料を徴収する。

7 第1項、第2項及び第5項の規定は、前項の場合について準用する。

この場合において、第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第5項中「指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、別表第1及び別表第2中「金額」とあるのは「使用料の額」と読み替えるものとする。

## (呼称)

第22条 市長は、多目的交流広場の呼称を定めることができる。

2 市長は、前項の規定により呼称を定めたときは、これを告示するものとする。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

## (委任規定)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 使用許可等の手続、指定管理者の指定に關し必要な行為その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第1（第21条関係）

区分	単位	金額
屋外ステージ	3時間まで	780 円
	3時間を超える1時間までごとに	250
店舗用施設	1施設1月につき	31,990

## 備考

- 1 屋外ステージについて、商品の広告、宣伝又は販売その他の商業活動のために使用する場合の金額は、この表により算定した額の1.5倍の額とする。
- 2 「1月」とは、月の初日から末日までをいう。
- 3 月の初日以外の日から使用する場合又は月の末日以外の日まで使用する場合における当該月の金額は、当該月の日数を基礎として割りにより計算する。

別表第2（第21条関係）

区分	単位	金額
行商、募金、出店、興行その他これらに類する行為をする場合	1平方メートル1日につき	200 円
業として写真を撮影する場合	1人1日につき	640
業として映画を撮影する場合	1日につき	13,200

競技会、展示会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1平方メートル1日につき	40
-----------------------------	--------------	----

備考 金額が平方メートルを単位として定められている場合において、許可に係る面積が0.01平方メートル未満であるとき、又はその面積に0.01平方メートル未満の端数があるときは、その全面積又はその端数の面積を切り捨てる。

広島市条例第43号

令和6年6月28日

緑井財産区議会設置条例を廃止する条例をここに公布する。

広島県知事 湯崎英彦

## 緑井財産区議会設置条例を廃止する条例

緑井財産区議会設置条例（昭和48年広島市条例第109号）は、廃止する。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

広島市条例第44号

令和6年6月28日

緑井財産区議会定例会条例を廃止する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

## 緑井財産区議会定例会条例を廃止する条例

緑井財産区議会定例会条例（昭和48年広島市条例第143号）は、廃止する。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

広島市条例第**45**号令和6年6月**28**日

緑井財産区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

緑井財産区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例を廃止する条例

緑井財産区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和48年広島市条例第144号）は、廃止する。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

広島市規則第**43**号令和6年6月**28**日

地方自治法第152条の規定による市長の職務代理者に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

地方自治法第152条の規定による市長の職務代理者に関する規則の一部を改正する規則

地方自治法第152条の規定による市長の職務代理者に関する規則（昭和39年広島市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「前健一」を「中井幹晴」に改める。

## 附 則

この規則は、令和6年7月5日から施行する。

広島市規則第**42**号令和6年6月**28**日

広島市事務組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市事務組織規則の一部を改正する規則

広島市事務組織規則（昭和55年広島市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第23条第3項福祉課の分掌事務第46号及び第26条第2項福祉課の分掌事務第19号中「証書」を「受給証明書」に改める。

## 附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

広島市規則第**44**号令和6年6月**28**日

広島市個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則

広島市個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則（平成27年広島市規則第73号）の一部を次のように改正する。

第14条第7号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 広島市規則第45号

令和6年6月28日

広島市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

広島市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年広島市規則第74号）の一部を次のように改正する。

第1条第6号イ中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府令第7号）」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁総務省令第9号）」に、「第7条第3号ニ」を「第13条第3号ニ」に改め、同条第8号イ及びウ中「第12条第5号」を「第22条第5号」に改め、同条第9号エ中「第12条第6号ホ」を「第22条第6号ハ」に改め、同号オ中「第12条第6号イ」を「第22条第6号ト」に改め、同条第10号エ中「第12条第6号ホ」を「第22条第6号ハ」に改め、同号オ中「第12条第6号イ」を「第22条第6号ト」に改め、同条第11号ウ中「第8条第1号イ」を「第15

条第1号ロ」に改め、同号エ中「第12条第7号」を「第22条第7号」に改める。

第2条第2号エ中「第8条第1号ロ」を「第15条第1号ハ」に改め、同条第3号イ中「第10条第3号ニ」を「第17条第3号ニ」に改め、同条第4号ク中「第10条の3」を「第19条」に改め、同条第6号イ中「第12条第8号イ」を「第22条第8号ト」に改め、同号エ中「第12条第8号ホ」を「第22条第8号ロ」に改め、同号オ中「第12条第8号ヘ及びヌ」を「第22条第8号ハ及びル」に改め、同号ケ中「第12条第8号ロ」を「第22条第8号チ」に改め、同号サ中「第12条第8号ヲ」を「第22条第8号ワ」に改める。

第3条第2号中「第12条第4号ヘ」を「第22条第4号ハ」に改め、同条第3号中「第12条第4号ヌ」を「第22条第4号ル」に改め、同条第4号中「第12条第4号ロ」を「第22条第4号チ」に改める。

第9条第1号ア中「第32条第3号」を「第88条第3号」に改め、同条第2号ア中「第33条第1号」を「第89条第1号」に改め、同号ウ中「第33条第6号」を「第89条第5号」に改める。

第13条第8号中「第69条第1項ただし書の介護保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の減額を行う際」を「第69条第1項の給付額減額等の記載を行う場合」に改め、同号ア中「第47条第1項第36号イ」を「第134条第36号イ」に改め、同号イ中「第47条第1項第36号ロ」を「第134条第36号ロ」に改め、同号ウ中「第47条第1項第36号ハ」を「第134条第36号ハ」に改め、同条第9号中「第69条第1項又は第2項の介護保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護

給付等の額の減額等」を「第69条第2項の給付額減額等」に改め、「があること」を削り、同号ア中「第47条第1項第37号イ」を「第134条第37号イ」に改め、同号イ中「第47条第1項第37号ロ」を「第134条第37号ロ」に改め、同号ウ中「第47条第1項第37号ハ」を「第134条第37号ハ」に改める。

第14条第1号ア中「第55条第1号イ又は第8号イ」を「第146条第1号チ又は第8号ハ」に改め、同号ウ中「第55条第1号ニ又は第8号ロ」を「第146条第1号ル又は第8号ニ」に改め、同条第2号中「第55条の2第1号ハ」を「第147条第1号ハ」に改め、同条第3号オ中「第55条第2号ロ」を「第146条第2号リ」に改める。

第15条第2号ア中「第59条の2の2第1号イ」を「第157条第1号ホ」に改め、同号ウ中「第59条の2の2第1号ホ又はヘ」を「第157条第1号ハ又はニ」に改め、同号ク中「第59条の2の2第1号ル」を「第157条第1号ル」に改め、同号ケ中「第59条の2の2第1号カ」を「第157条第1号カ」に改め、同条第3号ア、ウ、ク及びケ中「第59条の2の2第2号」を「第157条第2号」に改め、同条第4号ア、ウ、ク及びケ中「第59条の2の2第3号」を「第157条第3号」に改め、同条第5号ア、ウ、ク及びケ中「第59条の2の2第4号」を「第157条第4号」に改め、同条第6号ア、ウ、ク及びケ中「第59条の2の2第5号」を「第157条第5号」に改める。

第25条第1号オ中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 広島市規則第46号

令和6年6月28日

広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

広島市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付規則（昭和55年広島市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第17条中「附則第8条第7項」を「附則第5条第7項」に改める。

第24条の表第17条第1項の項及び第17条第2項の項中「附則第8条第7項」を「附則第5条第7項」に、「附則第9条第2項」を「附則第6条第2項」に改める。

第26条の表第17条第1項の項及び第17条第2項の項中「附則第8条第7項」を「附則第5条第7項」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市規則第**47**号令和6年6月**28**日

広島市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

## 広島市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

広島市食品衛生法施行細則（昭和55年広島市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」を「乳及び乳製品の成分規格等に関する命令」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

使用時間を延長することができる。

(店舗用施設の使用者の公募)

第3条 市長は、店舗用施設の使用者を公募するものとする。ただし、市長が必要ないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による公募を行った場合において、店舗用施設を使用しようとする者は、市長が定めるところにより、使用の申込みをしなければならない。

(店舗用施設の使用予定者の決定)

第4条 市長は、前条第2項の規定により使用の申込みをした者（以下の条において「使用申込者」という。）のうちから、市長が定める方法により、店舗用施設を使用させようとする者（以下この条及び次条第2項において「使用予定者」という。）を決定するものとする。この場合において、補欠として、別に順位を定めて、必要と認める数の使用申込者を抽出することができる。

2 市長は、使用予定者が次条第2項に規定する日までに同条第1項の申請書を提出しないときは、前項後段の規定により抽出した使用申込者のうちから使用予定者を決定する。

3 市長は、前2項の規定により使用予定者を決定したときは、その旨を当該使用予定者に通知する。

(許可の手続)

第5条 条例第6条第1項、第9条第1項又は第10条第1項の規定により許可を受けようとする者は、所定の申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用予定者にあっては、市長が定める日までに提出しなければならない。

3 条例第6条第1項、第9条第1項又は第10条第1項の許可の申請は、その申請に係る使用又は行為の日の6か月前（条例第1条の目的以外の目的に使用する場合にあっては、1か月前）の日前のものについては、これを受け付けない。ただし、市長において特に必要があると認めるときは、この限りでない。

4 市長は、条例第6条第1項、第9条第1項又は第10条第1項の許可をしたときは、所定の許可書を申請者に交付する。

(指定管理者の指定に係る申請書の提出等)

第6条 条例第18条第1項の規定による提出は、市長が定める期間に所定の申請書によりしなければならない。

2 条例第18条第1項の規定で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 収支予算書

(2) 定款その他これに準ずるもの

(3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

(4) 決算その他の経営状況に関する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者に管理を行わせる場合における読み替え)

第7条 条例第17条第1項の規定により多目的交流広場の管理を指定管理者に行わせる場合における第3条から第5条までの規定の適用については、第3条第1項中「市長は」とあるのは「指定管理者は」と、同条第2項中「市長」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て指定管理者」

広島市規則第**48**号令和6年6月**28**日

広島市安佐北多目的交流広場条例施行規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

## 広島市安佐北多目的交流広場条例施行規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、広島市安佐北多目的交流広場条例（令和6年広島市条例第**42**号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

## (使用時間)

第2条 広島市安佐北多目的交流広場（以下「多目的交流広場」という。）を使用することができる時間は、午前零時から午後12時までとする。ただし、次の各号に掲げる施設は、当該各号に定める時間とする。

(1) 屋外ステージ（専用して使用する場合に限る。） 午前9時から午後5時まで

(2) 駐車場 午前7時から午後9時まで

2 前項の規定にかかわらず、都合により同項に規定する使用時間を変更することがある。

3 条例第17条第1項の規定により多目的交流広場の管理を同項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる場合においては、当該指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、第1項各号に規定する

と、第4条第1項中「市長は」とあるのは「指定管理者は」と、「市長が」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が」と、同条第2項及び第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「市長」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て指定管理者」と、同条第3項ただし書及び第4項中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

## 附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

## 告 示

## 広島市告示第315号

令和6年6月3日

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和6年6月1日

広島市長 松井一實

事業者	事業所		サービスの種類
名称	名称	所在地	
株式会社幸房	くらしさ介護ステーションたかとり	広島市安佐北区三入六丁目18番6号	定期巡回・随時対応型訪問介護看護

## ~~~~~

## 広島市告示第316号

令和6年6月3日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和6年6月1日

広島市長 松井一實

事業者	事業所		サービスの種類
名称	名称	所在地	
株式会社マリモホールディングス	マリモヘルパーステーション	広島市西区庚午北二丁目16番10号	訪問介護
株式会社ニックス	ニックス安佐南訪問介護事業所	広島市安佐南区長束二丁目12番28号	訪問介護
医療法人社団生和会	たかの橋訪問看護ステーション	広島市中区国泰寺町二丁目4番16号	訪問看護及び介護予防訪問看護
医療法人社団ひろまさ会	訪問看護ステーションミルキーケア	広島市東区尾長東二丁目5番33号	訪問看護及び介護予防訪問看護
合同会社桜	桜ステーション	広島市南区宇品西四丁目4番4号第二広州ビル204号室	訪問看護及び介護予防訪問看護
株式会社NIKOLATEC	ファミリーナース広島	広島市安芸区中野東四丁目16番20-203号	訪問看護及び介護予防訪問看護
株式会社SENSE	訪問看護ステーションりぼん	広島市佐伯区藤垂園1番15号	訪問看護及び介護予防訪問看護

## 広島市規則第49号

令和6年6月28日

緑井財産区議会定例会規則を廃止する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

## 緑井財産区議会定例会規則を廃止する規則

緑井財産区議会定例会規則（昭和49年広島市規則第13号）は、廃止する。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**広島市告示第317号**

令和6年6月3日

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項に規定する指定事業者として次に掲げる者を指定したので、広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第7条第1項の規定により告示します。

指定年月日 令和6年6月1日

広島市長 松井一實

事業者	事業所		サービスの種類
名称	名称	所在地	
株式会社マリモホールディングス	マリモヘルパーステーション	広島市西区庚午北二丁目16番10号	訪問介護サービス
株式会社ニックス	ニックス安佐南訪問介護事業所	広島市安佐南区長東二丁目12番28号	訪問介護サービス

**広島市告示第318号**

令和6年6月3日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和6年6月1日

広島市長 松井一實

事業者	事業所		サービスの種類
名称	名称	所在地	
医療法人社団生和会	介護老人保健施設陽だまり	広島市中区国泰寺町二丁目4番18号	訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

**広島市告示第319号**

令和6年6月3日

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により、次に掲げる施設を介護老人保健施設として開設を許可したので、同法第104条の2第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和6年6月1日

広島市長 松井一實

事業者	事業所		サービスの種類
名称	名称	所在地	
医療法人社団生和会	介護老人保健施設陽だまり	広島市中区国泰寺町二丁目4番18号	介護老人保健施設

**広島市告示第320号**

令和6年6月3日

介護保険法（平成9年法律第123号）第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第115条の30第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和6年6月1日

広島市長 松井一實

事業者	事業所		サービスの種類
名称	名称	所在地	
オフィスたいよう合同会社	オフィスたいよう広島中央	広島市中区橋本町10番1号4F	介護予防支援
オフィスたいよう合同会社	オフィスたいよう広島西	広島市佐伯区海老山町5番12-202号	介護予防支援

**広島市告示第321号**

令和6年6月3日

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和6年6月1日

広島市長 松井一實

事業者	事業所		サービスの種類
名称	名称	所在地	
医療法人社団生和会	たかの橋居宅介護支援事業所	広島市中区国泰寺町二丁目4番16号	居宅介護支援
株式会社ニックス	ニックス安佐南居宅介護支援事業所	広島市安佐南区長東二丁目12番28号	居宅介護支援

**広島市告示第322号**

令和6年6月4日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる機関 略

**広島市告示第323号**

令和6年6月4日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残

留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第 55 条の 3 第 1 号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる機関 略

~~~~~  
広島市告示第 324 号

令和 6 年 6 月 6 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 広島センター・基町ビル
- (2) 所在地 広島市中区基町 10 番地 11 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社

代表取締役 辻上 広志

東京都千代田区外神田四丁目 14 番 1 号

株式会社広島バスセンター

代表取締役 及川 享

広島市中区基町 6 番 27 号

株式会社そごう・西武

代表取締役 劉 効

東京都豊島区南池袋一丁目 18 番 21 号

3 记事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 別紙のとおり。

(変更後) 別紙のとおり。

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 别紙のとおり。

(変更後) 別紙のとおり。

4 记年月日

令和 6 年 5 月 31 日

5 届出年月日

令和 6 年 5 月 30 日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 21 号  
広島市中区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間

令和 6 年 6 月 6 日から令和 6 年 10 月 6 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 49 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和 6 年 10 月 6 日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

~~~~~  
広島市告示第 325 号

令和 6 年 6 月 6 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめタウン五日市
- (2) 所在地 広島市佐伯区五日市五丁目 1553 番 1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社イズミ

代表取締役社長 山西 泰明

広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号

3 记事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙のとおり。

(変更後) 別紙のとおり。

4 记年月日

別紙のとおり。

5 届出年月日

令和 6 年 6 月 3 日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市佐伯区海老園二丁目 5 番 28 号  
広島市佐伯区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間

<p>令和6年6月6日から令和6年10月6日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。</p> <p>(2) 縦覧のできる時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>8 意見書の提出 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。</p> <p>9 意見書の提出期限及び提出先 (1) 提出期限 令和6年10月6日 (2) 提出先 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市経済観光局産業振興部商業振興課</p> <hr/> <p style="text-align: center;"><b>広島市告示第326号</b> 令和6年6月11日 令和6年第2回広島市議会定例会を次のとおり招集します。 広島市長 松井一實</p> <p>1 招集日 令和6年6月18日 2 招集場所 広島市役所</p> <hr/> <p style="text-align: center;"><b>広島市告示第327号</b> 令和6年6月13日 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。 広島市長 松井一實</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (1) 名称 MEGA ドン・キホーテ宇品店 (2) 所在地 広島市南区宇品西五丁目1326番5</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者 みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 笹田 賢一 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号</p> <p>3 変更事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 梅田 圭 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 (変更後) みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 笹田 賢一</p>	<p>東京都千代田区丸の内一丁目3番3号</p> <p>4 変更年月日 令和6年4月1日</p> <p>5 届出年月日 令和6年6月13日</p> <p>6 届出書の縦覧場所 (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市経済観光局産業振興部商業振興課 (2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号 広島市南区役所市民部区政調整課</p> <p>7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯 (1) 縦覧期間 令和6年6月13日から同年10月13日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。 (2) 縦覧のできる時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>8 意見書の提出 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。</p> <p>9 意見書の提出期限及び提出先 (1) 提出期限 令和6年10月13日 (2) 提出先 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市経済観光局産業振興部商業振興課</p> <hr/> <p style="text-align: center;"><b>広島市告示第328号</b> 令和6年6月17日 広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）第18条の2第1項の規定に基づき、令和6年1月12日付け広島市告示第20号において、別途広島市告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は居所を有する個人及び同地域に主たる事務所又は事業所を有する法人等に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から令和6年7月30日までの間に到来するものについて、令和6年7月31日とする。</p> <p style="text-align: right;">広島市長 松井一實</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">都道府県名</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">富山県</td> <td style="padding: 2px;">富山県</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">石川県</td> <td style="padding: 2px;">金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町</td> </tr> </tbody> </table> <hr/> <p style="text-align: right;"><b>広島市告示第329号</b></p>	都道府県名	地域	富山県	富山県	石川県	金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町
都道府県名	地域						
富山県	富山県						
石川県	金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町						

令和6年6月18日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
訪問看護ステーションボボ	広島市南区段原南一丁目19-27パークコートS-1 201	令和6年5月1日	令和12年4月30日

## 広島市告示第330号

令和6年6月18日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から指定辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3第3号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる指定医療機関 略

## 広島市告示第331号

令和6年6月18日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

医療扶助のための施術者 略

## 広島市告示第332号

令和6年6月18日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者の休止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

医療扶助のための施術者 略

## 広島市告示第333号

令和6年6月18日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

医療扶助のための施術者 略

## 広島市告示第334号

令和6年6月18日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 エールエールA館
- (2) 所在地 広島市南区松原町9番14

2 大規模小売店舗を設置する者

広島駅南口開発株式会社  
代表取締役 杉山朗  
広島市南区松原町9番1号  
ほか32名 別紙1のとおり。

3 记事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (変更前) 別紙2のとおり。
- (変更後) 別紙3のとおり。

4 记年月日

別紙2のとおり。

5 届出年月日

令和6年6月14日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号  
広島市南区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和6年6月18日から同年10月18日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで

## 8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

## 9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和6年10月18日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙1から別紙3まで 略

~~~~~  
広島市告示第335号

令和6年6月20日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

## 1 供用を開始する年月日

令和6年6月20日

## 2 下水を排除する区域及び排水施設の方式

別紙のとおり。

## 3 供用を開始する排水施設の位置

下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。

別紙 略

~~~~~  
広島市告示第336号

令和6年6月20日

公共下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

## 1 下水の処理を開始する年月日

令和6年6月20日

## 2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称

別紙のとおり。

別紙 略

~~~~~  
広島市告示第337号

令和6年6月21日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ダイレックス可部店

(2) 所在地 広島市安佐北区可部一丁目1078番外

## 2 大規模小売店舗を設置する者

ダイレックス株式会社

代表取締役 五味 肇

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

## 3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名称 (仮称) ダイレックス可部店

所在地 広島市安佐北区可部一丁目1078番外

(変更後)

名称 ダイレックス可部店

所在地 広島市安佐北区可部一丁目1078番外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

ダイレックス株式会社

代表取締役 多田 高志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(変更後)

ダイレックス株式会社

代表取締役 五味 肇

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 小売業者       |                | 住所                  |
|------------|----------------|---------------------|
| 氏名又は名称     | 代表者            |                     |
| ダイレックス株式会社 | 代表取締役<br>多田 高志 | 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 |

(変更後)

| 小売業者       |               | 住所                  |
|------------|---------------|---------------------|
| 氏名又は名称     | 代表者           |                     |
| ダイレックス株式会社 | 代表取締役<br>五味 肇 | 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 |

## 4 変更年月日

令和6年3月1日

## 5 届出年月日

令和6年6月17日

## 6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課  
(2) 広島市佐伯区可部四丁目 13 番 13 号  
広島市佐伯区役所市民部区政調整課

## 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間  
令和 6 年 6 月 21 日から同年 10 月 21 日まで。ただし、  
広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 49 号）  
第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。  
(2) 縦覧のできる時間帯  
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

## 8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規  
模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持  
ために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の  
日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、  
これを述べることができます。

## 9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和 6 年 10 月 21 日

- (2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

~~~~~

## 広島市告示第 338 号

令和 6 年 6 月 21 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1  
項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があつた  
ので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定によ  
り、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ダイレックス石内店  
(2) 所在地 広島市佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原 1049  
4 番 1 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者

オリックス株式会社

代表執行役 井上亮

東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号

## 3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び  
住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

小売業者		住所
氏名又は名称	代表者	
ダイレックス 株式会社	代表取締役 多田高志	佐賀県佐賀市高木瀬町大 字長瀬 930 番地

（変更後）

小売業者		住所
氏名又は名称	代表者	
ダイレックス 株式会社	代表取締役 五味肇	佐賀県佐賀市高木瀬町大 字長瀬 930 番地

## 4 変更年月日

令和 6 年 3 月 1 日

## 5 届出年月日

令和 6 年 6 月 17 日

## 6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課  
(2) 広島市佐伯区海老園二丁目 5 番 28 号  
広島市佐伯区役所市民部区政調整課

## 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間  
令和 6 年 6 月 21 日から同年 10 月 21 日まで。ただし、  
広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 49 号）  
第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。  
(2) 縦覧のできる時間帯  
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

## 8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大  
規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持  
のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の  
日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、  
これを述べることができます。

## 9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和 6 年 10 月 21 日

- (2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

~~~~~

## 広島市告示第 339 号

令和 6 年 6 月 21 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1  
項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があつた  
ので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定によ  
り、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 アーバス安古市  
(2) 所在地 広島市安佐南区相田一丁目 15 番 6 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社 N I P P O

代表取締役 和田千弘

東京都中央区京橋一丁目 19 番 11 号

## 3 変更事項

|                       |                                                                                                                                        |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 別紙のとおり。               |                                                                                                                                        |
| 4 変更年月日               |                                                                                                                                        |
| 別紙のとおり。               |                                                                                                                                        |
| 5 届出年月日               | 令和6年6月18日                                                                                                                              |
| 6 届出書の縦覧場所            | <p>(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号<br/>広島市経済観光局産業振興部商業振興課</p> <p>(2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号<br/>広島市安佐南区役所市民部区政調整課</p>                                |
| 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯 | <p>(1) 縦覧期間<br/>令和6年6月21日から同年10月21日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。</p> <p>(2) 縦覧のできる時間帯<br/>午前8時30分から午後5時15分まで</p> |
| 8 意見書の提出              | 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。          |
| 9 意見書の提出期限及び提出先       | <p>(1) 提出期限 令和6年10月21日</p> <p>(2) 提出先<br/>〒730-8586<br/>広島市中区国泰寺町一丁目6番34号<br/>広島市経済観光局産業振興部商業振興課</p>                                   |
| 別紙                    | 略                                                                                                                                      |

**広島市告示第340号**

令和6年6月25日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から指定辞退の届出があったので、生活保護法55条の3第3号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる指定医療機関 略

**広島市告示第341号**

令和6年6月25日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術

者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

**広島市告示第342号**

令和6年6月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

**広島市告示第343号**

令和6年6月27日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、こども未来局放課後対策課の物品出納員事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長 松井一實

## 1 委任を受けた物品分任出納員

荒神町放課後児童クラブ 指導員 殿畠 恵美  
元宇品放課後児童クラブ 指導員 東舎 泰子  
古田台放課後児童クラブ 指導員 来山 裕恵  
戸山放課後児童クラブ 指導員 堤 晶子  
高南放課後児童クラブ 指導員 新本 厚子  
三田放課後児童クラブ 指導員 和田 純子  
大林放課後児童クラブ 指導員 井木 弘美  
湯来南放課後児童クラブ 指導員 横原 早苗

## 2 委任させた事務

こども未来局放課後対策課に属する各放課後児童クラブにおける物品の出納保管に関する事務

## 3 委任期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

**広島市告示第344号**

令和6年6月27日

令和6年1月12日付け広島市告示第20号により令和6年度の固定資産税の第1期の納期限が延長されている者（富山県、石川県に住所又は居所を有する個人及び同地域に主たる事務所又は事業所を有する法人等）については、令和6年3月8日付け広島市告示第99号により、広島市内に所在する土地及び家屋に関する令和6年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を令和6年4月1日（月）から「別途広島市告示で定める期日」まで縦覧に供することとしていましたが、令和6年6月17日付け広島市告示第328号により納期限が定まった者（次に掲げる地域

に住所又は居所を有する個人及び同地域に主たる事務所又は事業所を有する法人等)については、「別途広島市告示で定める期日」を令和6年7月31日(水)とします。

広島市長 松井一實

| 都道府県名 | 地域                                                                      |
|-------|-------------------------------------------------------------------------|
| 富山県   | 富山県                                                                     |
| 石川県   | 金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町 |

~~~~~

### 広島市告示第345号

令和6年6月28日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 グランアークテラス
- (2) 所在地 広島市東区若草町1700番

#### 2 大規模小売店舗を設置する者

三井住友信託銀行株式会社  
支配人 高岡 良典  
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

#### 3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- |       |   |
|-------|---|
| (変更前) | マックスバリュ西日本株式会社<br>広島市南区段原南一丁目3番52号<br>代表取締役社長 平尾 健一 |
| (変更後) | 株式会社フジ<br>広島市南区段原南一丁目3番52号<br>代表取締役社長 山口 普          |

#### 4 変更年月日

令和6年3月1日

#### 5 届出年月日

令和6年6月25日

#### 6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市東区東蟹屋町9番38号  
広島市東区役所市民部区政調整課

#### 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間  
令和6年6月28日から同年10月28日まで。ただし、  
広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)

第1条第1項に規定する休日を除く。

#### (2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

#### 8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

#### 9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和6年10月28日

#### (2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

### 広島市告示第346号

令和6年6月28日

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

### 広島市告示第347号

令和6年6月28日

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

### 広島市告示第348号

令和6年6月28日

広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第6条第5項の規定により、次に掲げる者から指定事業者の廃止の届出があったので、同要綱第7条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

次に掲げる者 略

### 広島市告示第349号

令和6年6月28日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30

号) 第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
福井内科訪問看護ステーション	広島市安佐南区長楽寺二丁目13-30-2F	令和6年3月1日	令和12年2月28日

~~~~~  
広島市告示第350号

令和6年6月28日

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、令和6年6月28日から同年7月12日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 整理番号  | 路線名        | 起点                                                  |
|-------|------------|-----------------------------------------------------|
|       |            | 終点                                                  |
| 17664 | 安佐南3区387号線 | 安佐南区長東五丁目1038番地地先<br>安佐南区長東五丁目1042番地地先              |
| 17665 | 安佐南4区383号線 | 安佐南区沼田町大字大塚字宮ヶ瀬323番地2地先<br>安佐南区沼田町大字大塚字宮ヶ瀬3160番地地先  |
| 17666 | 安佐南4区385号線 | 安佐南区沼田町大字大塚字宮ヶ瀬3171番地1地先<br>安佐南区沼田町大字大塚字北垣内925番地1地先 |

~~~~~  
広島市告示第351号

令和6年6月28日

道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、令和6年6月28日から同年7月12日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

整理番号	路線名	起点
		終点
17667	安佐南3区387号線	安佐南区長東五丁目1038番地地先 安佐南区長東五丁目808番地7地先
17668	安佐南4区383号線	安佐南区大塚西一丁目3176番地1地先 安佐南区大塚西一丁目3206番地1地先
17669	安佐南4区385号線	安佐南区大塚西一丁目3171番地4地先 安佐南区大塚西一丁目3167番地1地先

17670	安佐南4区854号線	安佐南区大塚西一丁目3137番地3地先
		安佐南区大塚東二丁目924番地1地先
17671	安佐南4区855号線	安佐南区大塚西一丁目5030番地2地先
		安佐南区大塚西一丁目5046番地18地先
17672	安佐南4区856号線	安佐南区大塚西一丁目5045番地2地先
		安佐南区大塚西一丁目5043番地1地先
17673	安佐南4区857号線	安佐南区大塚西一丁目5034番地20地先
		安佐南区大塚西一丁目5046番地1地先
17674	安佐南4区858号線	安佐南区大塚西一丁目5035番地9地先
		安佐南区大塚西一丁目5047番地1地先
17675	安佐南4区859号線	安佐南区大塚西一丁目5036番地8地先
		安佐南区大塚西一丁目5048番地1地先
17676	安佐南4区860号線	安佐南区大塚西一丁目5007番地地先
		安佐南区大塚西一丁目5043番地8地先
17677	安佐南4区861号線	安佐南区大塚西一丁目5041番地9地先
		安佐南区大塚西一丁目5041番地8地先
17678	安佐南4区862号線	安佐南区大塚西一丁目5039番地8地先
		安佐南区大塚西一丁目5039番地7地先
17679	安佐南4区863号線	安佐南区大塚西一丁目5048番地10地先
		安佐南区大塚西一丁目5048番地9地先
17680	安佐南4区864号線	安佐南区大塚西一丁目5042番地9地先
		安佐南区大塚西一丁目5042番地8地先
17681	安佐南4区865号線	安佐南区大塚西一丁目5040番地9地先
		安佐南区大塚西一丁目5040番地8地先
17682	安佐南4区866号線	安佐南区大塚西一丁目5047番地11地先
		安佐南区大塚西一丁目5047番地10地先
17683	安佐南4区867号線	安佐南区大塚西一丁目5049番地7地先
		安佐南区大塚西一丁目5049番地6地先
17684	安佐北2区1139号線	安佐北区深川三丁目119番地7地先
		安佐北区深川三丁目119番地10地先

17685	安佐北3区 1018号線	安佐北区大林四丁目3728番地8地先
		安佐北区大林四丁目3728番地11地先
17686	安佐北3区 1019号線	安佐北区亀山三丁目1220番地21地先
		安佐北区亀山三丁目1221番地7地先

~~~~~

## 広島市告示第352号

令和6年6月28日

道路の区域を次のように決定したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、告示します。

その関係図面は、令和6年6月28日から同年7月12日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名            | 敷地の幅員                   | 敷地の延長          |
|-------|----------------|-------------------------|----------------|
| 市道    | 安佐南3区<br>387号線 | 4.00 メートル<br>↓<br>8.61  | メートル<br>97.27  |
| 市道    | 安佐南4区<br>383号線 | 1.50 メートル<br>↓<br>5.00  | メートル<br>246.50 |
| 市道    | 安佐南4区<br>385号線 | 2.00 メートル<br>↓<br>11.70 | メートル<br>126.90 |
| 市道    | 安佐南4区<br>854号線 | 1.30 メートル<br>↓<br>6.20  | メートル<br>300.30 |
| 市道    | 安佐南4区<br>855号線 | 6.00 メートル<br>↓<br>28.03 | メートル<br>541.48 |
| 市道    | 安佐南4区<br>856号線 | 6.00 メートル<br>↓<br>66.64 | メートル<br>892.50 |
| 市道    | 安佐南4区<br>857号線 | 6.00 メートル<br>↓<br>13.39 | メートル<br>329.51 |
| 市道    | 安佐南4区<br>858号線 | 6.00 メートル<br>↓<br>13.87 | メートル<br>323.70 |
| 市道    | 安佐南4区<br>859号線 | 6.00 メートル<br>↓<br>15.17 | メートル<br>294.28 |
| 市道    | 安佐南4区<br>860号線 | 6.00 メートル<br>↓<br>15.20 | メートル<br>76.80  |
| 市道    | 安佐南4区<br>861号線 | 6.00 メートル<br>↓<br>13.07 | メートル<br>37.85  |
| 市道    | 安佐南4区<br>862号線 | 6.00 メートル<br>↓<br>13.07 | メートル<br>32.47  |
| 市道    | 安佐南4区<br>863号線 | 6.00 メートル<br>↓<br>13.10 | メートル<br>37.87  |
| 市道    | 安佐南4区<br>864号線 | メートル<br>4.00            | メートル<br>37.85  |

|    |                 |                         |               |
|----|-----------------|-------------------------|---------------|
| 市道 | 安佐南4区<br>865号線  | メートル<br>4.00            | メートル<br>37.85 |
| 市道 | 安佐南4区<br>866号線  | メートル<br>4.00            | メートル<br>37.82 |
| 市道 | 安佐南4区<br>867号線  | メートル<br>4.00            | メートル<br>32.66 |
| 市道 | 安佐北2区<br>1139号線 | 6.00 メートル<br>↓<br>13.55 | メートル<br>37.12 |
| 市道 | 安佐北3区<br>1018号線 | 6.00 メートル<br>↓<br>14.05 | メートル<br>35.82 |
| 市道 | 安佐北3区<br>1019号線 | 6.00 メートル<br>↓<br>11.49 | メートル<br>62.57 |

~~~~~

## 広島市告示第353号

令和6年6月28日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年6月28日から同年7月12日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安佐南3区 387号線	安佐南区長束五丁目103 8番地地先	令和6年6月28日
		安佐南区長束五丁目808 番地7地先	
市道	安佐南4区 383号線	安佐南区大塚西一丁目31 76番地1地先	令和6年6月28日
		安佐南区大塚西一丁目32 06番地1地先	
市道	安佐南4区 385号線	安佐南区大塚西一丁目31 71番地4地先	令和6年6月28日
		安佐南区大塚西一丁目31 67番地1地先	
市道	安佐南4区 54号線	安佐南区大塚西一丁目31 37番地3地先	令和6年6月28日
		安佐南区大塚東二丁目92 4番地1地先	
市道	安佐南4区 55号線	安佐南区大塚西一丁目50 30番地2地先	令和6年6月28日
		安佐南区大塚西一丁目50 46番地18地先	
市道	安佐南4区 56号線	安佐南区大塚西一丁目50 45番地2地先	令和6年6月28日
		安佐南区大塚西一丁目50 43番地1地先	
市道	安佐南4区 57号線	安佐南区大塚西一丁目50 34番地20地先	令和6年6月28日
		安佐南区大塚西一丁目50 46番地1地先	

市道 安佐南 4区8 58号 線	安佐南区大塚西一丁目50 35番地9地先 安佐南区大塚西一丁目50 47番地1地先	令和6年6月2 8日
市道 安佐南 4区8 59号 線	安佐南区大塚西一丁目50 36番地8地先 安佐南区大塚西一丁目50 48番地1地先	令和6年6月2 8日
市道 安佐南 4区8 60号 線	安佐南区大塚西一丁目50 07番地地先 安佐南区大塚西一丁目50 43番地8地先	令和6年6月2 8日
市道 安佐南 4区8 61号 線	安佐南区大塚西一丁目50 41番地9地先 安佐南区大塚西一丁目50 41番地8地先	令和6年6月2 8日
市道 安佐南 4区8 62号 線	安佐南区大塚西一丁目50 39番地8地先 安佐南区大塚西一丁目50 39番地7地先	令和6年6月2 8日
市道 安佐南 4区8 63号 線	安佐南区大塚西一丁目50 48番地10地先 安佐南区大塚西一丁目50 48番地9地先	令和6年6月2 8日
市道 安佐南 4区8 64号 線	安佐南区大塚西一丁目50 42番地9地先 安佐南区大塚西一丁目50 42番地8地先	令和6年6月2 8日
市道 安佐南 4区8 65号 線	安佐南区大塚西一丁目50 40番地9地先 安佐南区大塚西一丁目50 40番地8地先	令和6年6月2 8日
市道 安佐南 4区8 66号 線	安佐南区大塚西一丁目50 47番地11地先 安佐南区大塚西一丁目50 47番地10地先	令和6年6月2 8日
市道 安佐南 4区8 67号 線	安佐南区大塚西一丁目50 49番地7地先 安佐南区大塚西一丁目50 49番地6地先	令和6年6月2 8日
市道 安佐北 2区1 139 号線	安佐北区深川三丁目119 番地7地先 安佐北区深川三丁目119 番地10地先	令和6年6月2 8日
市道 安佐北 3区1 018 号線	安佐北区大林四丁目372 8番地8地先 安佐北区大林四丁目372 8番地11地先	令和6年6月2 8日
市道 安佐北 3区1 019 男線	安佐北区龜山三丁目122 0番地21地先 安佐北区龜山三丁目122 1番地7地先	令和6年6月2 8日

~~~~~

#### 広島市告示（中区）第60号

令和6年6月7日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、令和6年6月3日に広島市西部自転車等保管所へ

移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~

#### 広島市告示（中区）第61号

令和6年6月7日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、令和6年6月4日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~

#### 広島市告示（中区）第62号

令和6年6月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~

#### 広島市告示（中区）第63号

令和6年6月14日

本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、令和6年6月10日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~

#### 広島市告示（中区）第64号

令和6年6月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>広島市長 松井一實</p> <p>次のとおり 略</p> <p>~~~~~</p> <p><b>広島市告示（中区）第65号</b></p> <p>令和6年6月21日</p> <p>広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。</p> <p>なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。</p> <p>広島市長 松井一實</p> <p>次のとおり 略</p> <p>~~~~~</p> <p><b>広島市告示（中区）第66号</b></p> <p>令和6年6月27日</p> <p>本市が管理する駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、令和6年6月20日に広島市西部自転車等保管所へ移動させたので告示します。</p> <p>なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。</p> <p>広島市長 松井一實</p> <p>下記 略</p> <p>~~~~~</p> <p><b>広島市告示（中区）第67号</b></p> <p>令和6年6月27日</p> <p>広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。</p> <p>なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。</p> <p>広島市長 松井一實</p> <p>次のとおり 略</p> <p>~~~~~</p> <p><b>広島市告示（東区）第46号</b></p> <p>令和6年6月4日</p> <p>平成4年7月8日付けで地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体として認可した中山上組町内会（代表者 世良 和男）について、下記のとおり告示事項を変更しましたので、同条例第10項の規定により告示します。</p> <p>広島市長 松井一實</p> <p>記</p> | <p>変更があった事項及びその内容</p> <p>1 代表者の氏名及びその住所<br/>世良 和男 広島市東区中山上一丁目2番23号を<br/>茶木 敏雄 広島市東区中山上二丁目12番16号に変更<br/>する。</p> <p>~~~~~</p> <p><b>広島市告示（東区）第47号</b></p> <p>令和6年6月4日</p> <p>平成8年8月20日付けで地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体として認可した観音原自治会（代表者 白石 英夫）について、下記のとおり告示事項を変更しましたので、同条例第10項の規定により告示します。</p> <p>広島市長 松井一實</p> <p>記</p> <p>変更があった事項及びその内容</p> <p>1 代表者の氏名及び住所<br/>白石 英夫 広島市東区福田三丁目32番17号を<br/>岡村 政剛 広島市東区福田三丁目32番20号に変更する。</p> <p>2 事務所の所在地の変更<br/>広島市東区福田三丁目32番17号を<br/>広島市東区福田三丁目32番20号に変更する。</p> <p>~~~~~</p> <p><b>広島市告示（東区）第48号</b></p> <p>令和6年6月5日</p> <p>広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。</p> <p>広島市長 松井一實</p> <p>次のとおり 略</p> <p>~~~~~</p> <p><b>広島市告示（東区）第49号</b></p> <p>令和6年6月13日</p> <p>戸坂駅自転車等駐車場に長期間駐車されていた下記自転車については、令和6年6月7日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。</p> <p>なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車については、処分します。</p> <p>広島市長 松井一實</p> <p>下記 略</p> <p>~~~~~</p> <p><b>広島市告示（東区）第50号</b></p> <p>令和6年6月13日</p> <p>広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

条例第98号) 第11条第2項の規定により自転車を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

**広島市告示(東区)第51号**

令和6年6月18日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路を次のとおり廃止しました。

関係図書は、広島市東区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- |                |                               |
|----------------|-------------------------------|
| 1 廃止する道路の指定番号  | 第67号                          |
| 2 廃止する道路の指定年月日 | 昭和43年7月16日                    |
| 3 道路の位置        | 広島市東区温品四丁目の10<br>68番4及び1068番7 |
| 4 幅員           | 4.0メートル                       |
| 5 延長           | 26.0メートル                      |

**広島市告示(東区)第52号**

令和6年6月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

**広島市告示(東区)第53号**

令和6年6月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

**広島市告示(南区)第76号**

令和6年6月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

**広島市告示(南区)第77号**

令和6年6月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

**広島市告示(南区)第78号**

令和6年6月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

**広島市告示(南区)第79号**

令和6年6月12日

下記物件を拾得しました。

心当たりのある方は、広島市南区役所建設部維持管理課までお知らせください。

広島市長 松井一實

記

- |        |                        |
|--------|------------------------|
| 1 物件名  | 船舶(船体:緑色)              |
| 2 数量   | 1隻                     |
| 3 拾得場所 | 広島湾(広島高速道路仁保ジャンクション西側) |
| 4 拾得月日 | 令和6年4月27日              |
| 5 拾得者  | 広島海上保安部                |

**広島市告示(南区)第80号**

令和6年6月12日

下記物件を拾得しました。

心当たりのある方は、広島市南区役所建設部維持管理課までお知らせください。

広島市長 松井一實

記

- |       |           |
|-------|-----------|
| 1 物件名 | 船舶(船体:白色) |
| 2 数量  | 1隻        |

- 3 拾得場所 広島湾（広島高速道路仁保ジャンクション西側）  
 4 拾得月日 令和6年4月30日  
 5 拾得者 広島海上保安部

**広島市告示（南区）第81号**

令和6年6月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

**広島市告示（南区）第82号**

令和6年6月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

**広島市告示（南区）第83号**

令和6年6月17日

青崎一丁目駐輪場に、長期間駐車されていた自転車等については、令和6年6月16日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、別紙のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

**広島市告示（南区）第84号**

令和6年6月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

**広島市告示（南区）第85号**

令和6年6月24日

稲荷町D駐輪場、広島駅南口第一駐輪場に、長期間駐車されて

いた自転車等については、令和6年6月22日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、別紙のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

**広島市告示（南区）第86号**

令和6年6月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により、別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

**広島市告示（南区）第87号**

令和6年6月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により別紙のとおり自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

**広島市告示（南区）第88号**

令和6年6月28日

天神川駅南駐輪場に、長期間駐車されていた自転車等については、令和6年6月27日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、別紙のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

**広島市告示（西区）第45号**

令和6年6月17日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年6月17日から同年7月1日まで広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名 | 変更区間 | 旧新別 | 敷地の幅員 | 敷地の延長 |
|-------|-----|------|-----|-------|-------|
|-------|-----|------|-----|-------|-------|

|                        |                                                                  |  |   |                         |              |
|------------------------|------------------------------------------------------------------|--|---|-------------------------|--------------|
| 市道<br>西3区<br>368<br>号線 | 西区己斐上<br>五丁目94<br>2番地1地<br>先から<br>西区己斐上<br>五丁目95<br>1番地1地<br>先まで |  | 旧 | メートル<br>2.2<br>~<br>7.0 | メートル<br>89.4 |
|                        |                                                                  |  | 新 | メートル<br>5.0<br>~<br>8.0 |              |

~~~~~

#### 広島市告示（西区）第46号

令和6年6月17日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年6月17日から同年7月1日まで広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道 西3区 368 号線	西区己斐上五丁目942番 地1地先から 西区己斐上五丁目951番 地1地先まで		令和6年6月17日

~~~~~

#### 広島市告示（西区）第47号

令和6年6月17日

次のとおり住居表示実施区域内の街区の区域の変更を行います。

広島市長 松井一實

1 変更する区域

西区己斐中一丁目の街区の一部

2 変更の内容

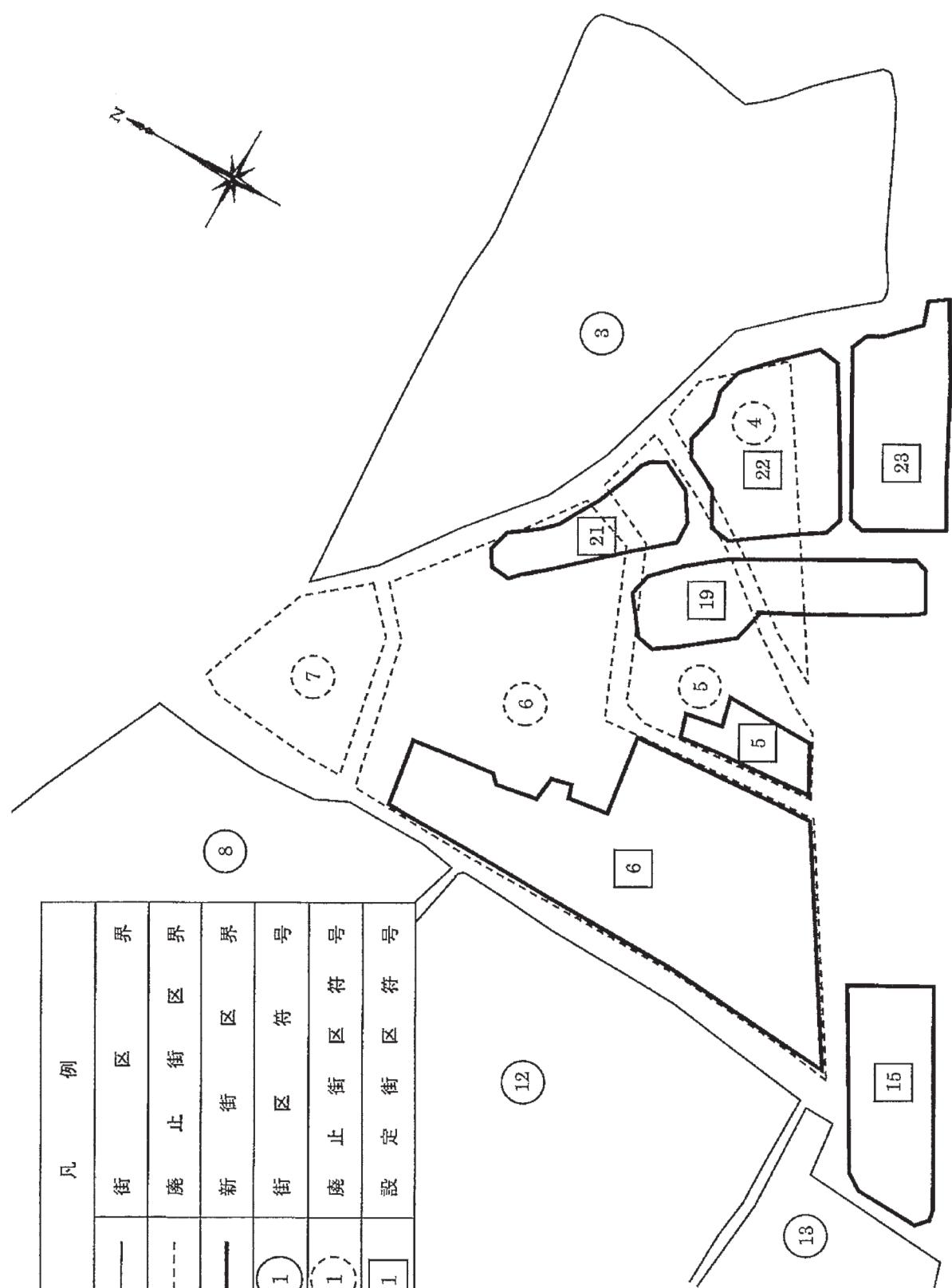
別図のとおり

3 変更年月日

令和6年7月1日

## 西区己斐中一丁目街区変更図

| 凡例    |        |
|-------|--------|
| ——    | 街区界    |
| - - - | 廢止街区界  |
| —     | 新街区界   |
| (1)   | 街区符号   |
| (1)   | 廢止街区符号 |
| [1]   | 設定街区符号 |



~~~~~  
**広島市告示（西区）第48号**  
 令和6年6月24日

路線名等を定める法定外公共物を次のとおり廃止しますので、告示します。

その関係図面は、令和6年6月24日から同年7月8日まで広島市西区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在（起点及び終点）
里道	西5区51号里道	広島市西区井口二丁目1330番地地先から広島市西区井口二丁目1330番地地先まで

~~~~~  
**広島市告示（西区）第49号**

令和6年6月25日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年6月25日から同年7月9日まで広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名      | 変更区間                                                | 旧新別 | 敷地の幅員                     | 敷地の延長         |
|-------|----------|-----------------------------------------------------|-----|---------------------------|---------------|
| 市道    | 西3区177号線 | 西区己斐上二丁目1967番地1+1967番地2+1967番地3+1967番地4+1967番地5地先から | 旧   | メートル<br>4.95<br>～<br>5.63 | メートル<br>26.27 |
|       |          | 西区己斐上二丁目1967番地1+1967番地2+1967番地3+1967番地4+1967番地5地先まで | 新   | メートル<br>5.80<br>～<br>6.00 | メートル<br>26.27 |

~~~~~  
**広島市告示（西区）第50号**

令和6年6月25日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年6月25日から同年7月9日まで広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	西3区177号線	西区己斐上二丁目1967番地1+1967番地2+1967番地3+1967番地4+1967番地5地先から 西区己斐上二丁目1967番地1+1967番地2+1967番地3+1967番地4+1967番地5地先まで	令和6年6月25日

~~~~~  
**広島市告示（西区）第51号**

令和6年6月28日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり廃止したので、建築基準法施行規則第10条に基づき公告します。

この関係図書は、広島市西区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 廃止番号 第2号
- 2 廃止年月日 令和6年6月28日
- 3 道路の位置 広島市西区井口二丁目1329番1の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.00メートル  
延長 34.80メートル

~~~~~  
**広島市告示（安佐南区）第73号**

令和6年6月3日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように廃止したので、建築基準法施行規則第10条に基づき公告します。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 廃止番号 第5号
- 2 廃止年月日 令和6年6月3日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区祇園八丁目の781番1の一部及び781番4の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.00メートル  
延長 36.85メートル

~~~~~  
**広島市告示（安佐南区）第74号**

令和6年6月4日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定したので、建築基準法施行規則第10条に基づき公告します。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

|                                                                                                                                                 |                                                                                                          |  |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|
| 広島市長 松井一實                                                                                                                                       |                                                                                                          |  |  |
| 1 指定番号                                                                                                                                          | 第6号                                                                                                      |  |  |
| 2 指定年月日                                                                                                                                         | 令和6年6月4日                                                                                                 |  |  |
| 3 道路の位置                                                                                                                                         | 広島市安佐南区東野三丁目の甲1494番1<br>の一部、甲1494番2の一部、甲1494<br>番3の一部、甲1494番1地先里道水路、<br>甲1494番2地先里道水路及び甲1494<br>番3地先里道水路 |  |  |
| 4 幅員及び延長                                                                                                                                        | 幅員 6.00m<br>延長 24.06m                                                                                    |  |  |
| ~~~~~                                                                                                                                           |                                                                                                          |  |  |
| 広島市告示（安佐南区）第75号                                                                                                                                 |                                                                                                          |  |  |
| 令和6年6月11日                                                                                                                                       |                                                                                                          |  |  |
| 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定したので、建築基準法施行規則第10条に基づき公告します。                                                                    |                                                                                                          |  |  |
| この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。                                                                                                        |                                                                                                          |  |  |
| 広島市長 松井一實                                                                                                                                       |                                                                                                          |  |  |
| 1 指定番号                                                                                                                                          | 第7号                                                                                                      |  |  |
| 2 指定年月日                                                                                                                                         | 令和6年6月11日                                                                                                |  |  |
| 3 道路の位置                                                                                                                                         | 広島市安佐南区八木八丁目の865番3の一部、866番2の一部、867番2の一部及び868番2の一部                                                        |  |  |
| 4 幅員及び延長                                                                                                                                        | 幅員 4.20m<br>延長 34.40m                                                                                    |  |  |
| ~~~~~                                                                                                                                           |                                                                                                          |  |  |
| 広島市告示（安佐南区）第76号                                                                                                                                 |                                                                                                          |  |  |
| 令和6年6月12日                                                                                                                                       |                                                                                                          |  |  |
| 長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和6年6月9日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。                                                                                        |                                                                                                          |  |  |
| なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。                                                                                                            |                                                                                                          |  |  |
| 広島市長 松井一實                                                                                                                                       |                                                                                                          |  |  |
| 別紙 略                                                                                                                                            |                                                                                                          |  |  |
| ~~~~~                                                                                                                                           |                                                                                                          |  |  |
| 広島市告示（安佐南区）第77号                                                                                                                                 |                                                                                                          |  |  |
| 令和6年6月13日                                                                                                                                       |                                                                                                          |  |  |
| 次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。                                                                                                                   |                                                                                                          |  |  |
| その関係図面は、令和6年6月13日から同月27日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。                                                                                   |                                                                                                          |  |  |
| 広島市長 松井一實                                                                                                                                       |                                                                                                          |  |  |
| ~~~~~                                                                                                                                           |                                                                                                          |  |  |
| 区分 新旧 路線名等 所在（起点及び終点）                                                                                                                           |                                                                                                          |  |  |
| ~~~~~                                                                                                                                           |                                                                                                          |  |  |
| 別紙 略                                                                                                                                            |                                                                                                          |  |  |
| ~~~~~                                                                                                                                           |                                                                                                          |  |  |
| 広島市告示（安佐南区）第81号                                                                                                                                 |                                                                                                          |  |  |
| ~~~~~                                                                                                                                           |                                                                                                          |  |  |
| 別紙 略                                                                                                                                            |                                                                                                          |  |  |
| ~~~~~                                                                                                                                           |                                                                                                          |  |  |
| 広島市告示（安佐南区）第80号                                                                                                                                 |                                                                                                          |  |  |
| 令和6年6月25日                                                                                                                                       |                                                                                                          |  |  |
| 道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項及び第55条第1項並び下水道法（昭和33年法律79号）第15条及び第17条の規定に基づき、道路と公共下水道の敷地の効用を兼ねる施設の管理について、道路管理者と下水道管理者の協議が成立し、協定を締結したので、別紙のとおりその内容を公示する。 |                                                                                                          |  |  |
| 広島市長 松井一實                                                                                                                                       |                                                                                                          |  |  |
| ~~~~~                                                                                                                                           |                                                                                                          |  |  |
| 別紙 略                                                                                                                                            |                                                                                                          |  |  |
| ~~~~~                                                                                                                                           |                                                                                                          |  |  |
| 広島市告示（安佐南区）第81号                                                                                                                                 |                                                                                                          |  |  |
| ~~~~~                                                                                                                                           |                                                                                                          |  |  |

| 里道 | 別 | 安佐南1区109号里道の一部 | 八木八丁目798番1地先から同所798番2地先まで<br>八木八丁目798番1地先から同所799番11まで |
|----|---|----------------|-------------------------------------------------------|
|    | 旧 |                |                                                       |
|    | 新 |                |                                                       |

令和6年6月28日  
長期間駐車されていた別紙自転車等については、令和6年6月25日、同26日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

~~~~~  
**広島市告示（安佐北区）第70号**

令和6年6月3日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を廃止します。

その関係図面は、令和6年6月3日から同月17日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在（起点及び終点）
里道	安佐北1区327 2号里道	白木町大字三田2700番1地先 から同所2680番1番地先まで
里道	安佐北1区327 5号里道	白木町大字三田2689番地先か ら同所2687番地先まで
里道	安佐北1区329 0号里道	白木町大字三田2699番1地先 から同所2697番地先まで

~~~~~  
**広島市告示（安佐北区）第71号**

令和6年6月7日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成5年11月4日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した下岩上町内会（代表者 沖 克義）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

1 変更があった事項

事務所並びに代表者の氏名及び住所

2 変更の内容

|                    | 旧                                | 新                              |
|--------------------|----------------------------------|--------------------------------|
| 事務所                | 広島市安佐北区落合南二<br>丁目8番1-10号         | 広島市安佐北区落合南二<br>丁目1番1号          |
| 代表者の<br>氏名及び<br>住所 | 沖 克義<br>広島市安佐北区落合南二<br>丁目8番1-10号 | 池田 久司<br>広島市安佐北区落合南二<br>丁目1番1号 |

~~~~~  
**広島市告示（安佐北区）第72号**

令和6年6月7日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成23年8月22日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した石堂南光台自治

会（代表者 田辺 篤也）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

1 変更があった事項

事務所並びに代表者の氏名及び住所

2 変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区白木町大 字有留2356番地22	広島市安佐北区白木町大 字有留2356番地23
代表者の 氏名及び 住所	田辺 篤也 広島市安佐北区白木町大 字有留2356番地22	高田 稔 広島市安佐北区白木町大 字有留2356番地23

~~~~~  
**広島市告示（安佐北区）第73号**

令和6年6月17日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年6月17日から同年7月1日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の<br>種類 | 路線名                    | 変更区間                             | 旧新<br>別 | 敷地の幅員<br>(m)      | 敷地の延長<br>(m) |
|-----------|------------------------|----------------------------------|---------|-------------------|--------------|
| 市 道       | 安佐北<br>3区9<br>61号<br>線 | 安佐北区可<br>部一丁目1<br>161番地<br>1地先から | 旧       | 1.63<br>～<br>2.70 | 14.43        |
|           |                        | 安佐北区可<br>部一丁目1<br>160番地<br>9地先まで | 新       | 2.11<br>～<br>2.94 |              |

~~~~~  
**広島市告示（安佐北区）第74号**

令和6年6月17日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年6月17日から同年7月1日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の 種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市 道	安佐北 3区9 61号 線	安佐北区可部一丁目116 1番地1地先から 安佐北区可部一丁目116 0番地9地先まで	令和6年6月1 7日

~~~~~  
**広島市告示（安佐北区）第75号**

令和6年6月25日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成21年12月3日付けで、不動産又は不動

産に関する権利等を保有する団体として認可した小河原団地自治会（代表者 大砂 浩）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

1 変更があった事項

事務所並びに代表者の氏名及び住所

2 変更の内容

|                    | 旧                              | 新                               |
|--------------------|--------------------------------|---------------------------------|
| 事務所                | 広島市安佐北区小河原町<br>226番地82         | 広島市安佐北区小河原町<br>226番地63          |
| 代表者の<br>氏名及び<br>住所 | 大砂 浩<br>広島市安佐北区小河原町<br>226番地82 | 三宅 真人<br>広島市安佐北区小河原町<br>226番地63 |

広島市告示（安芸区）第55号

令和6年6月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（安芸区）第56号

令和6年6月5日

本市が管理する駐輪場内に、長期間放置されていた自転車等は、広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（安芸区）第57号

令和6年6月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（安芸区）第58号

令和6年6月5日

本市が管理する駐輪場内に、長期間放置されていた自転車等

は、広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（安芸区）第59号

令和6年6月6日

平成18年7月18日付けで地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体として認可した桜台自治会（代表者 野上 浩）について、下記のとおり告示事項を変更しましたので、同条例第10項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

記

変更があった事項及びその内容

1 事務所

広島市安芸区中野東三丁目49番1号

2 代表者の氏名及び住所

山王 隆彰

広島市安芸区中野東三丁目49番1号

広島市告示（安芸区）第60号

令和6年6月6日

平成10年2月26日付けで地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体として認可した寺屋敷団地自治会（代表者 藤本 達之）について、下記のとおり告示事項を変更しましたので、同条例第10項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

記

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

小路 正寛

広島市安芸区矢野町752番地510

広島市告示（安芸区）第61号

令和6年6月6日

平成17年4月28日付けで地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体として認可したコモンライフ中野自治会（代表者 岡 昭治）について、下記のとおり告示事項を変更しましたので、同条例第10項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

記

変更があった事項及びその内容

## 1 事務所

広島市安芸区中野5丁目9番17号

## 2 代表者の氏名及び住所

山本 和志

広島市安芸区中野5丁目9番17号

~~~~~  
広島市告示（安芸区）第62号

令和6年6月6日

平成10年3月12日付けで地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体として認可した矢野南五丁目町内会（代表者 前田 剛享）について、下記のとおり告示事項を変更しましたので、同条第10項の規定により告示します。

~~~~~  
広島市長 松井一實

記

変更があった事項及びその内容

## 1 事務所

広島市安芸区矢野南五丁目17番5号

## 2 代表者の氏名及び住所

大迫 すみえ

広島市安芸区矢野南五丁目17番5号

~~~~~  
広島市告示（安芸区）第63号

令和6年6月6日

平成14年10月10日付けで地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体として認可した桑原町内会（代表者 大西 美紀）について、下記のとおり告示事項を変更しましたので、同条第10項の規定により告示します。

~~~~~  
広島市長 松井一實

記

変更があった事項及びその内容

## 1 事務所

広島市安芸区瀬野二丁目18番13号

## 2 代表者の氏名及び住所

荒川 敬

広島市安芸区瀬野二丁目18番13号

~~~~~  
広島市告示（安芸区）第64号

令和6年6月6日

平成7年1月19日付けで地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体として認可した瀬野川団地自治会（代表者 東 葉子）について、下記のとおり告示事項を変更しましたので、同条第10項の規定により告示します。

~~~~~  
広島市長 松井一實

記

変更があった事項及びその内容

## 1 事務所

広島市安芸区中野七丁目7番21号

## 2 代表者の氏名及び住所

大下 昌文

広島市安芸区中野七丁目7番21号

~~~~~  
広島市告示（安芸区）第65号

令和6年6月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

~~~~~  
広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（安芸区）第66号

令和6年6月19日

本市が管理する駐輪場内に、長期間放置されていた自転車等は、広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

~~~~~  
広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（安芸区）第67号

令和6年6月19日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定したので、建築基準法施行規則第10条に基づき公告します。

この関係図書は、広島市安芸区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

~~~~~  
広島市長 松井一實

1 指定番号 第4号

2 指定年月日 令和6年6月19日

3 道路の位置 広島市安芸区中野六丁目の2932番3の一部、2950番4の一部、2950番6の一部及び2932番3地先里道

4 幅員 6.01～6.26メートル

5 延長 57.62メートル

~~~~~  
広島市告示（安芸区）第68号

令和6年6月20日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年6月20日から同年7月4日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道 安芸1 区37 8号線	広島市安芸区瀬野一丁目841番地7地先から	旧	メートル 3.90 ～ 3.90	メートル 27.70	
	広島市安芸区瀬野一丁目841番地7地先まで		メートル 4.00 ～ 4.10	メートル 27.70	
	広島市安芸区瀬野一丁目841番地7地先から	新	メートル 13.80 ～ 30.00	メートル 8.40	
	広島市安芸区瀬野一丁目841番地7地先まで		メートル 13.80 ～ 29.70	メートル 8.40	
	広島市安芸区瀬野一丁目841番地2地先から	旧	メートル 30.00 ～ 34.90	メートル 5.00	
	広島市安芸区瀬野一丁目841番地2地先まで		メートル 30.00 ～ 35.70	メートル 5.00	

広島市告示（安芸区）第69号

令和6年6月20日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年6月20日から同年7月4日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道 安芸1 区37 8号線	広島市安芸区瀬野一丁目841番地7地先から	広島市安芸区瀬野一丁目841番地7地先まで	令和6年6月20日
	広島市安芸区瀬野一丁目841番地2地先から		

~~~~~

広島市告示（安芸区）第70号

令和6年6月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~

広島市告示（佐伯区）第69号

令和6年6月3日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図書は、令和6年6月3日から同月17日まで、広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在（起点及び終点）
水路	K3-H-109 -15-1号水路	佐伯区五日市町皆賀119番1地 先から佐伯区五日市町皆賀120番4地先まで

~~~~~

広島市告示（佐伯区）第70号

令和6年6月7日

都市公園の区域を次のとおり変更するので、広島市公園条例（昭和39年広島市条例第18号）第16条の2の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和6年6月21日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 名称     | 所在地                | 変更の期日    | 区域     |
|--------|--------------------|----------|--------|
| 五月が丘緑地 | 広島市佐伯区五月が丘一丁目30番1外 | 令和6年6月7日 | 別図のとおり |

別図 略

~~~~~

広島市告示（佐伯区）第71号

令和6年6月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和6年6月5日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

~~~~~

## 広島市告示（佐伯区）第72号

令和6年6月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和6年6月8日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

## 広島市告示（佐伯区）第73号

令和6年6月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和6年6月11日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

## 広島市告示（佐伯区）第74号

令和6年6月19日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条に基づき公告します。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 指定番号 第3号

2 指定年月日 令和6年6月19日

3 道路の位置 広島市佐伯区八幡二丁目の217番3の一部  
及び218番2の一部4 幅員及び延長 幅員 4.20メートル  
延長 29.59メートル

## 広島市告示（佐伯区）第75号

令和6年6月21日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条に基づき公告します。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 指定番号 第4号

2 指定年月日 令和6年6月21日

3 道路の位置 広島市佐伯区五日市中央七丁目の1983番  
14の一部及び1988番1の一部

4 幅員及び延長 幅員 4.20メートル

延長 56.36メートル

## 広島市告示（佐伯区）第76号

令和6年6月27日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図書は、令和6年6月27日から同年7月12日まで、広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 種類 | 路線名等           | 所在（起点及び終点）                                                     |
|----|----------------|----------------------------------------------------------------|
| 里道 | 佐伯2区524号<br>里道 | 佐伯区五日市町大字中地字長迫1<br>0017番1地先から佐伯区五日<br>市町大字中地字長迫10017番<br>1地先まで |

## 広島市告示（佐伯区）第77号

令和6年6月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和6年6月24日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

## 広島市告示（佐伯区）第78号

令和6年6月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和6年6月21日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

別紙 略

## 広島市告示（佐伯区）第79号

令和6年6月28日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条に基づき公告します。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 指定番号 第5号

2 指定年月日 令和6年6月28日

3 道路の位置 広島市佐伯区坪井二丁目の1068番3及び

1068番4の一部

4 幅員及び延長 幅員 4.00~5.00メートル  
延長 32.50メートル

**公 告**

公 告

令和6年6月6日

広島市安佐北区中島土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、役員の就（退）任届が提出されたので、同条第18項の規定に基づき公告します。

広島市長 松井一實

## 1 就任役員

| 職名 | 氏名    | 住所                    | 新任重任の別 |
|----|-------|-----------------------|--------|
| 理事 | 松原 隆  | 広島市安佐北区可部南三丁目8番7号     | 重任     |
| 理事 | 末田 和幸 | 広島市安佐北区可部南三丁目19番8号    | 重任     |
| 理事 | 松島 勤  | 広島市安佐北区可部南三丁目11番10号   | 重任     |
| 理事 | 新宮 實男 | 広島市安佐北区可部南一丁目11番7号    | 重任     |
| 理事 | 新谷 英男 | 広島市安佐北区可部南四丁目19番35号   | 重任     |
| 理事 | 岡田 隆則 | 広島市安佐北区可部南三丁目6番33号    | 重任     |
| 理事 | 松田 長敏 | 広島市安佐北区可部南二丁目6番22号    | 重任     |
| 理事 | 中野 朋紀 | 広島市安佐北区可部南一丁目16番12号   | 新任     |
| 理事 | 高本 英夫 | 広島市安佐北区可部南五丁目11番15号   | 重任     |
| 理事 | 山田 郁夫 | 広島市安佐北区可部南四丁目10番42-1号 | 重任     |
| 監事 | 栗栖 正伸 | 広島市安佐北区可部南一丁目7番2号     | 重任     |
| 監事 | 木村 晋二 | 広島市安佐北区可部南三丁目9番44号    | 重任     |

## 2 就任の事由及び任期

## (1) 就任の事由

役員の任期満了及び辞任に伴う選任による。

## (2) 任期

令和5年4月29日から令和9年4月28日まで

**選管告示**

広島市選挙管理委員会告示第2号

令和6年6月3日

令和6年6月3日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりです。

広島市選挙管理委員会

委員長 二國則昭

1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の執行に関する監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併請求市町村の長に対する合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数

19,523人

2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

222,018人

3 地方自治法第80条第1項（議員の解職の請求）及び地方自治法第86条第1項（区の選挙管理委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数

中 区 38,386人

東 区 32,482人

南 区 39,086人

西 区 51,365人

安佐南区 65,544人

安佐北区 39,015人

安芸区 21,073人

佐伯区 38,431人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数

162,690人

## 区選管告示

### 広島市中区選挙管理委員会告示第4号

令 和 6 年 6 月 3 日

在外選挙執行規則（平成11年自治省第2号）第8条第3項の規定により調製された在外選挙人証に押なつする公印は、印影の印刷により代えるものとします。

広島市中区選挙管理委員会

委員長 中村信介

### 広島市南区選挙管理委員会告示第4号

令 和 6 年 6 月 3 日

在外選挙執行規則（平成11年自治省第2号）第8条第3項の規定により調製された在外選挙人証に押なつする公印は、印影の印刷により代えるものとします。

広島市南区選挙管理委員会

委員長 中田憲悟

### 広島市西区選挙管理委員会告示第6号

令 和 6 年 6 月 3 日

令和6年7月19日より、在外選挙執行規則（平成11年自治省第2号）第8条第3項の規定により調製された在外選挙人証に押なつする公印は、印影の印刷により代えるものとする。

広島市西区選挙管理委員会

委員長 原田武彦

### 広島市安佐南区選挙管理委員会告示第4号

令 和 6 年 6 月 3 日

在外選挙執行規則（平成11年自治省第2号）第8条第3項の規定により調製された在外選挙人証に押なつする公印は、印影の印刷により代えるものとします。

広島市安佐南区選挙管理委員会

委員長 高岡優

### 広島市佐伯区選挙管理委員会告示第4号

令 和 6 年 6 月 3 日

在外選挙執行規則（平成11年自治省第2号）第8条第3項の規定により調製された在外選挙人証に押なつする公印は、印影の印刷により代えるものとします。

広島市佐伯区選挙管理委員会

委員長 久笠信雄

## 教育委員会告示

### 広島市教育委員会告示第11号

令 和 6 年 6 月 7 日

広島市教育委員会議（定例会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会  
教育長 松井勝憲

1 日 時 令和6年6月11日（火）午前9時30分

2 場 所 中区役所6階教育委員室

3 議 題

#### 【公開予定議題】

- (1) 広島市立学校児童生徒数等（令和6年5月1日現在）について（報告）
- (2) 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について（代決報告）
- (3) 広島市立高等学校入学者選抜の基本方針について（議案）
- (4) 広島市いじめ防止対策推進審議会委員の任命について（議案）

## 監査公表

### 広島市監査公表第9号

令和6年6月11日

広島市監査委員 古川智之  
同 井戸陽子  
同 山本昌宏  
同 平野太祐

#### 定期監査及び行政監査結果公表

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により標記の監査を広島市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

#### 1 監査の対象

##### (1) 対象局部課等

|                            |                                      |
|----------------------------|--------------------------------------|
| 企画総務局                      | 総務課<br>区政課<br>旅券センター<br>戸籍・住民票事務センター |
| 区役所（中、東、南、西、安佐南、安佐北、安芸、佐伯） |                                      |
| 市民部                        | 区政調整課<br>連絡所（3か所）<br>地域起こし推進課        |
|                            | 市民課<br>市役所サービス・コー                    |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                         |           |       |  |  |           |  |  |       |       |  |       |  |  |       |  |  |       |  |  |       |  |  |       |        |  |     |  |  |     |       |                         |  |  |       |         |  |  |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |          |                                        |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|-----------|-------|--|--|-----------|--|--|-------|-------|--|-------|--|--|-------|--|--|-------|--|--|-------|--|--|-------|--------|--|-----|--|--|-----|-------|-------------------------|--|--|-------|---------|--|--|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|----------|----------------------------------------|--|
| <p style="text-align: center;">ナ<br/>出張所（12か所）<br/>連絡所（3か所）</p> <p>(2) 監査の範囲<br/>令和5年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等とした。<br/>ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。</p> <p>2 監査の期間<br/>令和5年11月10日から令和6年5月10日まで</p> <p>3 監査の着眼点<br/>市の事務が法令に適合し、正確に実施されているか、経済的、効率的及び効果的に執行されているかという観点から監査した。</p> <p>4 監査の実施内容<br/>抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査した。</p> <p>5 監査の結果<br/>上記のとおり監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。</p> <p style="text-align: center;">~~~~~</p> <p style="text-align: center;"><b>広島市監査公表第10号</b><br/>令和6年6月11日</p> <p style="text-align: center;">広島市監査委員 古川智之<br/>同 井戸陽子<br/>同 山本昌宏<br/>同 平野太祐</p> <p><b>定期監査及び行政監査結果公表</b></p> <p>地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により標記の監査を広島市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 監査の対象<br/>(1) 対象局部課等</p> <table border="0"> <tbody> <tr> <td>健康福祉局</td> <td>高齢福祉部</td> <td>高齢福祉課</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>地域包括ケア推進課</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>介護保険課</td> </tr> <tr> <td>保 健 部</td> <td></td> <td>医療政策課</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>健康推進課</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>食品保健課</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>食品指導課</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>環境衛生課</td> </tr> <tr> <td>看護専門学校</td> <td></td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>教務課</td> </tr> <tr> <td>区 役 所</td> <td>(中、東、南、西、安佐南、安佐北、安芸、佐伯)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>厚 生 部</td> <td>地域支えあい課</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>福 祉 課</td> </tr> </tbody> </table> | 健康福祉局                   | 高齢福祉部     | 高齢福祉課 |  |  | 地域包括ケア推進課 |  |  | 介護保険課 | 保 健 部 |  | 医療政策課 |  |  | 健康推進課 |  |  | 食品保健課 |  |  | 食品指導課 |  |  | 環境衛生課 | 看護専門学校 |  | 総務課 |  |  | 教務課 | 区 役 所 | (中、東、南、西、安佐南、安佐北、安芸、佐伯) |  |  | 厚 生 部 | 地域支えあい課 |  |  | 福 祉 課 | <p style="text-align: center;">生 活 課<br/>公益財団法人広島市老人クラブ連合会<br/>地方独立行政法人広島市立病院機構</p> <p>(2) 監査の範囲<br/>令和5年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等とした。<br/>また、財政援助団体等にあっては、出納その他の事務とした。</p> <p>2 監査の期間<br/>令和5年11月15日から令和6年5月10日まで</p> <p>3 監査の着眼点<br/>市の事務が法令に適合し、正確に実施されているか、経済的、効率的及び効果的に執行されているかという観点から監査した。また、財政援助団体等にあっては、当該財政的援助等に係る出納その他の事務が適正に執行されているかという観点から監査した。</p> <p>4 監査の実施内容<br/>抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査した。</p> <p>5 監査の結果<br/>上記のとおり監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。</p> <p style="text-align: center;">~~~~~</p> <p style="text-align: center;"><b>広島市監査公表第11号</b><br/>令和6年6月11日</p> <p style="text-align: center;">広島市監査委員 古川智之<br/>同 井戸陽子<br/>同 山本昌宏<br/>同 平野太祐</p> <p><b>定期監査及び行政監査結果公表</b></p> <p>地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により標記の監査を広島市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 監査の対象<br/>(1) 対象局部課等</p> <table border="0"> <tbody> <tr> <td>こども未来局</td> <td>保育園（23園）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(注) 保育園（23園）のうち1園については、直前通知型定期監査を実施した。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 監査の範囲<br/>令和5年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等とした。<br/>ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。</p> <p>2 監査の期間<br/>令和5年11月7日から令和6年5月10日まで</p> <p>3 監査の着眼点<br/>市の事務が法令に適合し、正確に実施されているか、経済</p> | こども未来局 | 保育園（23園） | (注) 保育園（23園）のうち1園については、直前通知型定期監査を実施した。 |  |
| 健康福祉局                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 高齢福祉部                   | 高齢福祉課     |       |  |  |           |  |  |       |       |  |       |  |  |       |  |  |       |  |  |       |  |  |       |        |  |     |  |  |     |       |                         |  |  |       |         |  |  |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |          |                                        |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                         | 地域包括ケア推進課 |       |  |  |           |  |  |       |       |  |       |  |  |       |  |  |       |  |  |       |  |  |       |        |  |     |  |  |     |       |                         |  |  |       |         |  |  |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |          |                                        |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                         | 介護保険課     |       |  |  |           |  |  |       |       |  |       |  |  |       |  |  |       |  |  |       |  |  |       |        |  |     |  |  |     |       |                         |  |  |       |         |  |  |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |          |                                        |  |
| 保 健 部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                         | 医療政策課     |       |  |  |           |  |  |       |       |  |       |  |  |       |  |  |       |  |  |       |  |  |       |        |  |     |  |  |     |       |                         |  |  |       |         |  |  |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |          |                                        |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                         | 健康推進課     |       |  |  |           |  |  |       |       |  |       |  |  |       |  |  |       |  |  |       |  |  |       |        |  |     |  |  |     |       |                         |  |  |       |         |  |  |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |          |                                        |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                         | 食品保健課     |       |  |  |           |  |  |       |       |  |       |  |  |       |  |  |       |  |  |       |  |  |       |        |  |     |  |  |     |       |                         |  |  |       |         |  |  |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |          |                                        |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                         | 食品指導課     |       |  |  |           |  |  |       |       |  |       |  |  |       |  |  |       |  |  |       |  |  |       |        |  |     |  |  |     |       |                         |  |  |       |         |  |  |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |          |                                        |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                         | 環境衛生課     |       |  |  |           |  |  |       |       |  |       |  |  |       |  |  |       |  |  |       |  |  |       |        |  |     |  |  |     |       |                         |  |  |       |         |  |  |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |          |                                        |  |
| 看護専門学校                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                         | 総務課       |       |  |  |           |  |  |       |       |  |       |  |  |       |  |  |       |  |  |       |  |  |       |        |  |     |  |  |     |       |                         |  |  |       |         |  |  |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |          |                                        |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                         | 教務課       |       |  |  |           |  |  |       |       |  |       |  |  |       |  |  |       |  |  |       |  |  |       |        |  |     |  |  |     |       |                         |  |  |       |         |  |  |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |          |                                        |  |
| 区 役 所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | (中、東、南、西、安佐南、安佐北、安芸、佐伯) |           |       |  |  |           |  |  |       |       |  |       |  |  |       |  |  |       |  |  |       |  |  |       |        |  |     |  |  |     |       |                         |  |  |       |         |  |  |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |          |                                        |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 厚 生 部                   | 地域支えあい課   |       |  |  |           |  |  |       |       |  |       |  |  |       |  |  |       |  |  |       |  |  |       |        |  |     |  |  |     |       |                         |  |  |       |         |  |  |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |          |                                        |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                         | 福 祉 課     |       |  |  |           |  |  |       |       |  |       |  |  |       |  |  |       |  |  |       |  |  |       |        |  |     |  |  |     |       |                         |  |  |       |         |  |  |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |          |                                        |  |
| こども未来局                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 保育園（23園）                |           |       |  |  |           |  |  |       |       |  |       |  |  |       |  |  |       |  |  |       |  |  |       |        |  |     |  |  |     |       |                         |  |  |       |         |  |  |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |          |                                        |  |
| (注) 保育園（23園）のうち1園については、直前通知型定期監査を実施した。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                         |           |       |  |  |           |  |  |       |       |  |       |  |  |       |  |  |       |  |  |       |  |  |       |        |  |     |  |  |     |       |                         |  |  |       |         |  |  |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |          |                                        |  |

的、効率的及び効果的に執行されているかという観点から監査した。

#### 4 監査の実施内容

抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査した。

#### 5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。

~~~~~

#### 広島市監査公表第12号

令和6年6月11日

広島市監査委員 古川智之  
同 井戸陽子  
同 山本昌宏  
同 平野太祐

#### 定期監査及び行政監査結果公表

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により標記の監査を広島市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

#### 1 監査の対象

##### (1) 対象局部課等

環境局施設部	施設課
	埋立地整備管理課
	玖谷埋立地管理事務所
工務課	
中工場	
安佐南工場	
安佐北工場	

##### (2) 監査の範囲

令和5年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等とした。

ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。

#### 2 監査の期間

令和5年1月21日から令和6年5月10日まで

#### 3 監査の着眼点

市の事務が法令に適合し、正確に実施されているか、経済的、効率的及び効果的に執行されているかという観点から監査した。

#### 4 監査の実施内容

抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査した。

#### 5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。

~~~~~

#### 広島市監査公表第13号

令和6年6月11日

広島市監査委員 古川智之  
同 井戸陽子  
同 山本昌宏  
同 平野太祐

#### 定期監査及び行政監査並びに財政援助団体等監査結果

##### 公表

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記の監査を広島市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

#### 1 監査の対象

##### (1) 対象局部課等

|           |                                |
|-----------|--------------------------------|
| 都市整備局     | 都市整備調整課<br>技術管理課<br>みなと振興課     |
|           | 都市機能調整部                        |
|           | 青崎地区区画整理事務所<br>西広島駅北口地区区画整理事務所 |
|           | 西風新都整備部                        |
| 区役所(西)    | 営繕部 営繕課<br>設備課                 |
|           | 建設部 維持管理課<br>地域整備課             |
| (安佐南、安佐北) | 農林建設部 維持管理課<br>地域整備課           |
|           | (佐伯)                           |
|           | 農林建設部 維持管理課                    |
|           | 一般財団法人広島市都市整備公社<br>広島駅南口開発株式会社 |

##### (2) 監査の範囲

令和5年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等とした。

ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。

また、財政援助団体等にあっては、出納その他の事務とした。

#### 2 監査の期間

令和5年1月21日から令和6年5月10日まで

#### 3 監査の着眼点

市の事務が法令に適合し、正確に実施されているか、経済的、効率的及び効果的に執行されているかという観点から監査した。また、財政援助団体等にあっては、当該財政的援助等に係る出納その他の事務が適正に執行されているかという観点から監査した。

#### 4 監査の実施内容

抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から

説明を聴取するなどして監査した。

### 5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。

~~~~~

### 広島市監査公表第14号

令和6年6月11日

広島市監査委員	古川智之
同	井戸陽子
同	山本昌宏
同	平野太祐

### 定期監査及び行政監査結果公表

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により標記の監査を広島市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

### 1 監査の対象

#### (1) 対象局部課等

会計室

#### (2) 監査の範囲

令和5年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等とした。

ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。

### 2 監査の期間

令和6年1月25日から同年5月10日まで

### 3 監査の着眼点

市の事務が法令に適合し、正確に実施されているか、経済的、効率的及び効果的に執行されているかという観点から監査した。

### 4 監査の実施内容

抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査した。

### 5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。

~~~~~

### 広島市監査公表第15号

令和6年6月11日

|         |      |
|---------|------|
| 広島市監査委員 | 古川智之 |
| 同       | 井戸陽子 |
| 同       | 山本昌宏 |
| 同       | 平野太祐 |

### 定期監査及び行政監査並びに財政援助団体監査結果公表

表

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記の監査を広島市監査基準に準拠して実施したので、

同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

### 1 監査の対象

#### (1) 対象局部課等

|       |     |       |                              |
|-------|-----|-------|------------------------------|
| 教育委員会 | 事務局 | 学校教育部 | 教職員課                         |
|       |     |       | 学校事務センター                     |
|       |     |       | (中央地区、東部地区、西部地区、安佐南地区、安佐北地区) |

|         |  |
|---------|--|
| 健康教育課   |  |
| 指導第一課   |  |
| 指導第二課   |  |
| 特別支援教育課 |  |
| 生徒指導課   |  |

|        |         |
|--------|---------|
| (教育機関) | 幼稚園(3園) |
|--------|---------|

|          |  |
|----------|--|
| 小学校(2校)  |  |
| 中学校(10校) |  |

|               |  |
|---------------|--|
| 高等学校(1校)      |  |
| 学校給食センター(2施設) |  |

### 教育センター

一般財団法人広島市学校給食会

(注) 小学校(22校)及び中学校(10校)のうち各1校については直前通知型定期監査を実施した。

### 2 監査の範囲

令和5年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等とした。

ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。

また、財政援助団体にあっては、出納その他の事務とした。

### 2 監査の期間

令和5年1月10日から令和6年5月10日まで

### 3 監査の着眼点

市の事務が法令に適合し、正確に実施されているか、経済的、効率的及び効果的に執行されているかという観点から監査した。また、財政援助団体にあっては、当該財政的援助に係る出納その他の事務が適正に執行されているかという観点から監査した。

### 4 監査の実施内容

抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査した。

## 5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。

**広島市監査公表第16号**

令和6年6月11日

広島市監査委員 井戸陽子  
同 山本昌宏  
同 平野太祐

**定期監査及び行政監査結果公表**

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により標記の監査を広島市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

なお、古川智之監査委員は監査委員に関する庶務の監査について、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

記

## 1 監査の対象

## (1) 対象局部課等

|       |       |
|-------|-------|
| 監査事務局 | 監査第一課 |
|       | 監査第二課 |
|       | 工事監査課 |

## (2) 監査の範囲

令和5年度に属する収入、支出、契約等財務に関する事務等とした。

ただし、必要に応じて過年度の事務も対象とした。

## 2 監査の期間

令和6年2月6日から同年5月10日まで

## 3 監査の着眼点

市の事務が法令に適合し、正確に実施されているか、経済的、効率的及び効果的に執行されているかという観点から監査した。

## 4 監査の実施内容

抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査した。

## 5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。

**広島市監査公表第17号**

令和6年6月11日

広島市監査委員 古川智之  
同 井戸陽子  
同 山本昌宏  
同 平野太祐

**定期監査及び行政監査結果公表**

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により

標記の監査を広島市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

記

## 1 監査の対象

## (1) 対象局部課等

|       |         |       |
|-------|---------|-------|
| 都市整備局 | 営繕部     | 営繕課   |
|       |         | 設備課   |
| 区役所   | (東、南、西) |       |
|       | 建設部     | 維持管理課 |
|       |         | 地域整備課 |
|       | (佐伯)    |       |
|       | 農林建設部   | 維持管理課 |
|       |         | 農林課   |
|       |         | 地域整備課 |

## (2) 監査の範囲

令和5年度に属する契約金額が100万円以上の工事、工事に関連する委託業務及び施設の維持管理業務とした。

## 2 監査の期間

令和5年11月16日から令和6年5月17日まで

## 3 監査の着眼点

- (1) 工事の設計、積算、契約及び施工等並びに委託業務の内容及び積算等が法令に適合し、正確に実施されているか、また、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
- (2) 過去に実施した工事監査の中で検出した事務処理誤り等について、類似の工事等の事務が改善され適切に実施しているか。

## 4 監査の実施内容

抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査した。

## 5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の着眼点に照らしておおむね適正であった。

**広島市監査公表第18号**

令和6年6月5日

広島市監査委員 古川智之  
同 井戸陽子  
同 山本昌宏  
同 平野太祐

**監査の結果（指摘事項）に対する措置の内容の公表について**

地方自治法第199条第14項の規定により、広島市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該措置の内容を別紙のとおり公表する。

(別 紙)

## 令和5年度監査の結果に対する措置の内容の公表

(市民局)

## 1 監査結果公表年月日

令和5年9月8日（広島市監査公表第23号）

## 2 監査結果に対する措置事項の通知年月日

令和6年5月31日（広市生第32号）

## 3 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

公民館の施設管理に係る委託業務等の不適切な契約方法について  
(所管課：市民局生涯学習課)

| 監査の結果                                                                                                                                                                                                                                                                  | 措置の内容                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>地方公共団体の契約は、公平性や経済性の確保の観点から一般競争入札によることが原則であり、随意契約は例外的な場合にのみ認められているものである。</p> <p>しかしながら、監査対象課では、公民館の施設管理に係る委託業務契約及び施設修繕契約において、一つの業務又は修繕として一体的に発注すべきであるものを、合理的な理由なく分割して随意契約により発注している事例が複数見受けられた。</p> <p>ついては、市は、契約における公平性や経済性の確保の必要性を改めて認識し、適切な契約方法による発注の徹底を図られたい。</p> | <p>監査の結果を受け、今後は、一つの業務又は修繕として一体的に発注すべきであるものについては、一つの業務等として発注するなど、原則に沿って適正に契約事務を処理することとし、職員に対し周知徹底を図った。</p> |

~~~~~

## 広島市監査公表第19号

令和6年6月5日

広島市監査委員 古川智之  
同 井戸陽子

同 山本昌宏  
同 平野太祐

## 包括外部監査の意見に対する対応結果の公表について

広島市長から監査の意見に対する対応結果について通知があつたので、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

(別 紙)

## 令和5年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表

(企画総務局)

## 1 監査意見公表年月日

令和6年2月5日（広島市監査公表第2号）

## 2 包括外部監査人

松本京子

## 3 監査意見に対する対応結果通知年月日

令和6年5月24日（広企法第13号）

## 4 監査のテーマ

補助金等交付事務に関する財務に係る事務の執行について

## 5 監査の意見及び対応の内容

(1) 文書の収受について  
(所管課：企画総務局法務課)

監査の意見	対応の内容
<p>文書の収受については、広島市文書取扱規程を受け広島市「文書事務の手引」に以下のとおり定めがある。</p> <p>「文書の収受とは、郵送等によって地方公共団体に到達した文書を、文書收受課等が受領し、所定の收受手続に従って整理し、到達の確認を行うことである。</p> <p>文書による意思表示の効力の発生時期について、民法は、到達主義によることを原則としている（第97条第1項）。この場合「到達」とは、「社会通念上、相手方が意思表示等を了知することができる客観的状態を生ずること」と解されている。</p> <p>市に送達される文書も、法令に定めのない限り、到達した時からその効力を生ずるが、一時に大量の文書を扱うことから、配達証明や書留郵便物など到達時期が確認できるものを除き、收受の手続が終わらなければ、到達したことの確認が難しい。したがって、個々の文書に受付印を押し、到達時期を明らかにしておくことにしている。</p>	<p>監査の意見を受け、文書の収受に当たっては、文書事務の手引にのっとり、受領した文書に受付印を押すことを徹底するよう、令和6年3月7日付けで全府に通知した。</p>

このように文書の收受は、意思表示の到達を確認するという重要な手続であるため、担当者は速やかにこれを行わなければならない。」  
補助金の交付申請手続は交付申請から始まり、交付申請の効力発生時期が到達主義によることからすると（補助金等適正化法第5条、広島市補助金等交付規則第4条）、交付申請書の收受につき、文書事務の手引にのっとった処理、具体的には紙文書の場合には受付印を押し、到達時期を明らかにすべきである。また、当該補助事業等が完了したときに実績報告書を提出してはじめて具体的な補助金等の額が確定すること（補助金等適正化法第14条、同規則第15条）、特に広島市では完了の日から40日以内の提出を求めていることからすると、実績報告書の收受についても、收受の時期を明確にするため、文書事務の手引にのっとった処理がなされるよう、改めて周知すべきである。

(2) デジタル化の推進について  
(所管課：企画総務局行政経営部行政経営課)

監査の意見	対応の内容
<p>広島市においては、令和4年3月に広島市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画（以下「DX推進計画」という。）を策定し、人口減少・少子高齢化、成熟社会化の中、行政サービスへの需要の多様化への対応し、「持続可能なまち」の実現を目指している。</p> <p>DX推進計画の具体的な取組として、効果的・効率的な行政の運営の一つとして業務プロセスのデジタル化（DX推進計画「第3章(1)イ(ウ)」参照）等が掲げられている。</p> <p>今回の監査対象補助金の一部ではあるが、補助金交付申請や実績報告書を電子媒体で提出しているものも見受けられた。電磁的記録の收受で当該記録を紙に印刷しない場合は、課受付印の押印及び收受の時刻の明記証印を省略するものとされている（広島市電磁的記録取扱要綱第3条第3項参照）。</p> <p>そこで、補助金の交付申請、実績報告書等の提出全般について、電子媒体での提出を一層推進すべきである。</p>	<p>監査の意見を受け、対面での確認等が必要な場合や書面等の手渡しが必要な場合などを除き、各所属が所管する補助金等の交付申請書、実績報告書等について、電子媒体での受付等を積極的に推進するよう、令和6年3月7日付けで全庁に通知した。</p>

## 令和4年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表

(安佐北区役所)

## 1 監査意見公表年月日

令和5年2月2日（広島市監査公表第3号）

## 2 包括外部監査人

松本 京子

## 3 監査意見に対する対応結果通知年月日

令和6年5月30日（広佐調第3号）

## 4 監査のテーマ

財産に関する事務の執行及び管理について

## 5 監査の意見及び対応の内容

行政財産の所属替え又は用途廃止について（上市住宅跡地）  
(所管課：安佐北区役所市民部区政調整課)

監査の意見	対応の内容
<p>当該市有地は、安佐北区市民部区政調整課が所管しているが、ちびっこ広場と隣接しているため、ちびっこ広場を所管する安佐北区市民部地域起こし推進課に所属替えし、一体的に管理することが望ましい。仮に、当該市有地がちびっこ広場として利用されていないのであれば、公用に供されていないため、普通財産とすることが望ましい。</p>	<p>監査の意見を受けて、当該市有地は、隣接するちびっこ広場と一緒に管理、有効活用することが適当であるとの結論に至ったことから、令和5年10月26日付けで同広場を所管する安佐北区市民部地域起こし推進課へ所属替えを行った。</p>



## 広島市監査告示第3号

令和6年6月5日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、次のとおり告示します。

広島市監査委員 古川智之  
同 井戸陽子

同 山本昌宏  
同 平野太祐

## 1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
粟津 大慧	広島市中区西白島町16番14-901号
川島 好勝	広島市中区上八丁堀5番5-602号

## 2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和6年6月5日から令和7年3月31日まで

**職員共済組合公告****広職共公告第3号**

令和6年6月21日

広島市職員共済組合定款第5条及び第36条の規定により、令和5年度決算の要旨を次のとおり公告する。

広島市職員共済組合  
理事長 阪谷幸春

## 1 短期経理

## 貸借対照表の要旨

令和6年3月31日現在

借 方	金 額	貸 方	金 額
流動資産	百万円 2,376	流動負債 固定負債 剩余金	百万円 79 884 1,413
資産合計	2,376	負債・純資産合計	2,376

## 損益計算書の要旨

自 令和5年4月 1日  
至 令和6年3月31日

損失	金額	利益	金額
経常費用	百万円 10,631	経常収益	百万円 10,306
繰入金	8		
次年度繰越支払準備金	884	前年度繰越支払準備金	641
特別損失	0	特別利益	8
当期利益金	28	当期損失金	596
合計	11,551	合計	11,551

## 2 厚生年金保険経理

## 貸借対照表の要旨

令和6年3月31日現在

借 方	金 額	貸 方	金 額
流動資産	百万円 1,609	流動負債	百万円 1,609
資産合計	1,609	負債・純資産合計	1,609

## 損益計算書の要旨

自 令和5年4月 1日  
至 令和6年3月31日

損失	金額	利益	金額
経常費用	百万円 18,286	経常収益	百万円 18,286
合計	18,286	合計	18,286

## 3 退職等年金経理

## 貸借対照表の要旨

令和6年3月31日現在

借 方	金 額	貸 方	金 額
-----	-----	-----	-----

流动資産	百万円 108	流动負債	百万円 108
資産合計	108	負債・純資産合計	108

## 損益計算書の要旨

自 令和5年4月 1日  
至 令和6年3月31日

損失	金額	利益	金額
経常費用	百万円 1,195	経常収益	百万円 1,195
合計	1,195	合計	1,195

## 4 経過的長期経理

## 貸借対照表の要旨

令和6年3月31日現在

借方	金額	貸方	金額
流动資産	百万円 1	流动負債	百万円 1
資産合計	1	負債・純資産合計	1

## 損益計算書の要旨

自 令和5年4月 1日  
至 令和6年3月31日

損失	金額	利益	金額
経常費用	百万円 83	経常収益	百万円 83
合計	83	合計	83

## 5 退職等年金預託金管理経理

## 貸借対照表の要旨

令和6年3月31日現在

借方	金額	貸方	金額
流动資産	百万円 30	固定負債	百万円 235
固定資産	205		
資産合計	235	負債・純資産合計	235

## 損益計算書の要旨

自 令和5年4月 1日  
至 令和6年3月31日

損失	金額	利益	金額
経常費用	百万円 2	経常収益	百万円 2
合計	2	合計	2

## 6 業務経理

## 貸借対照表の要旨

令和6年3月31日現在

借方	金額	貸方	金額
流动資産	百万円 75	流动負債	百万円 10
固定資産	1	剩余金	66
資産合計	76	負債・純資産合計	76

## 損益計算書の要旨

自 令和5年4月 1日  
至 令和6年3月31日

損失	金額	利益	金額
経常費用	百万円 90	経常収益 88	
特別損失	0	繰入金 8	
当期利益金	6	特別利益 0	
合計	96	当期損失金 0	
		合計	96

## 7 保健経理

貸借対照表の要旨

令和6年3月31日現在

借方	金額	貸方	金額
流動資産	百万円 433	流動負債	百万円 158
固定資産	1	剩余金	276
資産合計	434	負債・純資産合計	434

損益計算書の要旨

自 令和5年4月 1日

至 令和6年3月31日

損失	金額	利益	金額
経常費用	百万円 585	経常収益 495	
特別損失	0	特別利益 0	
当期利益金	0	当期損失金 90	
合計	585	合計	585

## 8 貸付経理

貸借対照表の要旨

令和6年3月31日現在

借方	金額	貸方	金額
流動資産	百万円 1,098	流動負債	百万円 1
固定資産	1,075	固定負債 205	
資産合計	2,173	剩余金 1,967	
		負債・純資産合計	2,173

損益計算書の要旨

自 令和5年4月 1日

至 令和6年3月31日

損失	金額	利益	金額
経常費用	百万円 13	経常収益 14	
特別損失	0		
当期利益金	1	当期損失金 0	
合計	14	合計	14

